

# (独)日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会 報告書(案)

## データ集

# 目次

---

I . 機構の組織、事業及び予算の概要	2
II . 奨学金事業に関する現状	7
III . 留学生交流の現状	28
IV . 学生生活支援の現状	39

---

# I . 機構の組織、事業及び予算の概要

# 目的及び事業の概要

我が国唯一の学生支援ナショナルセンターとして、国の施策と密接に連携しつつ、奨学金貸与事業、留学生支援事業及び学生生活支援事業を総合的に実施。

## 奨学金貸与事業

教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等の修学の援助

## 学生生活支援事業

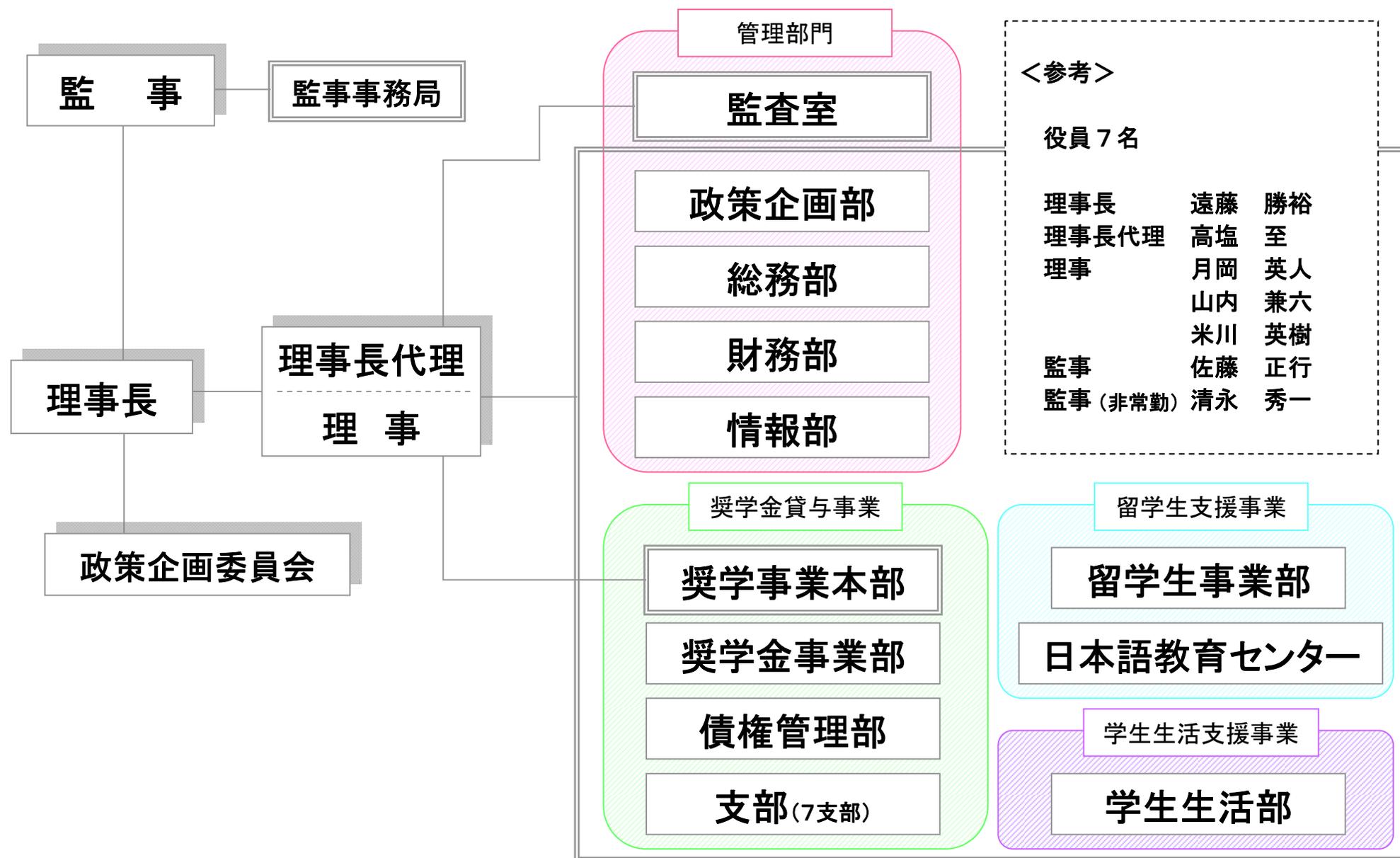
大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導についての支援

## 留学生支援事業

留学生交流の推進を図るための事業

我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与。(日本学生支援機構法第3条)

# 日本学生支援機構の組織



# 日本学生支援機構の予算の内訳(平成24年度)

## ■日本学生支援機構 事業予算(平成24年度)

### ●奨学金貸与事業関係

1兆1,790億円

奨学金貸与事業、返還免除等補填金・利子補給金、高等学校等奨学金事業交付金、奨学金貸与事業に係る経費

### ●留学生支援事業関係

133億円

私費留学生学習奨励費給付事業、留学交流支援事業補助金、留学生交流事業、受託事業

### ●学生生活支援事業関係

0.8億円

学生支援業務関係研修及び情報収集提供、学生の修学環境整備のための調査研究

### ●その他

58億円

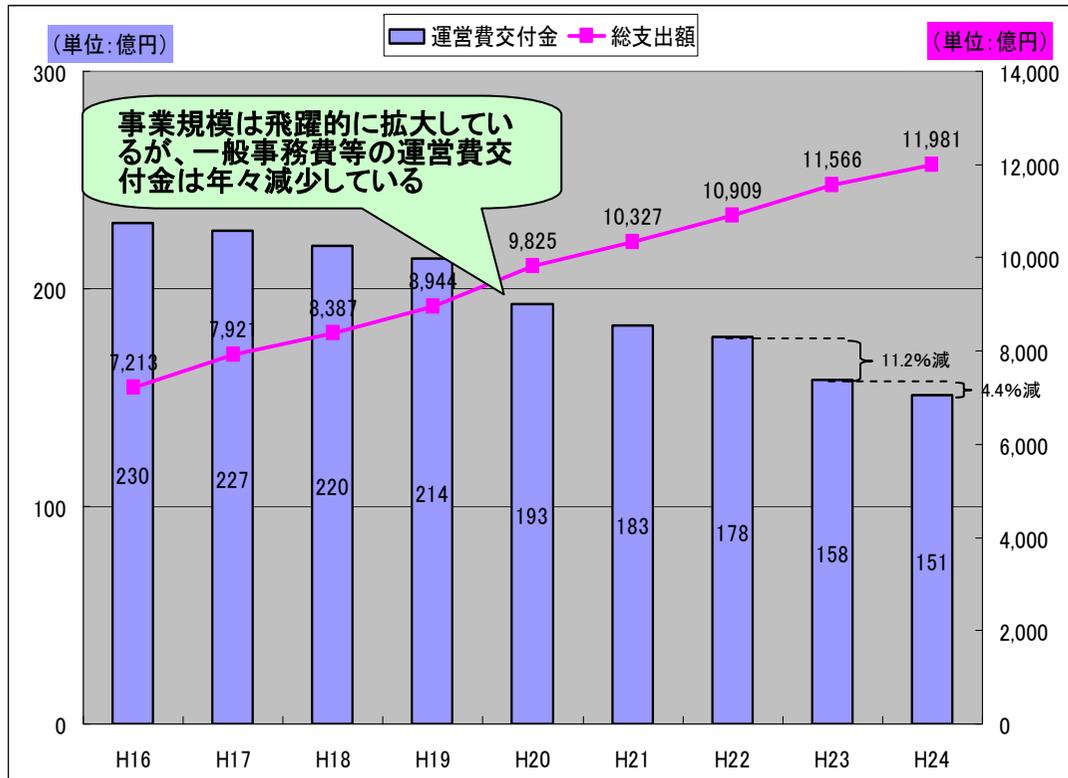
人件費、一般管理費

(参考) 一般会計からの支出額 1,471億円  
(うち運営費交付金 151億円)

# 日本学生支援機構の予算と人員数

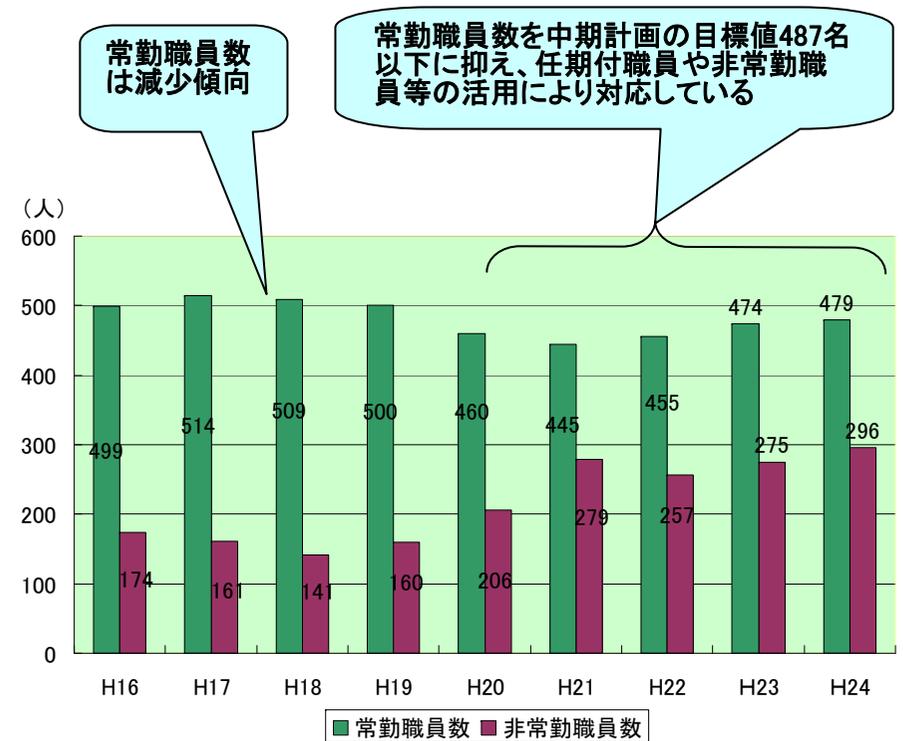
- 奨学金事業等の拡大に伴い、事業規模が拡大しているが、運営費交付金（一般管理費、留学生・学生支援等の事業費等）は毎年減少
- さらに効率的な運営を図るため第2期中期目標に従い職員数を削減

【運営費交付金等の推移（平成16～24年度）】



（予算案）

【常勤職員数等の推移（平成16～24年度）】



※時点は各年度4月1日

## Ⅱ. 奨学金事業に関する現状

# 高等教育段階における教育費負担の軽減の現状

## 1 大学が行う授業料等減免措置

### 【国立大学】

	平成23年度予算	平成23年度補正予算(第1号)	平成23年度補正予算(第3号)	平成24年度予算 ※復旧・復興枠を含む
予算額	225億円(29億円増)	7億円	9億円	268億円(43億円増)
対象	学部・修士：7.3% 博士：12.5% 約4.2万人	被災学生 約0.3万人		学部・修士：8.3% 博士：12.5% 約5.0万人 (被災学生分：約0.2万人)

※平成24年度予算案の予算額268億円には、被災学生分の入学料免除枠(1億円)を含む。

	平成22年度予算額	平成22年度実績
金額	196億円	295億円
対象	学生数の6.3% (全額免除) 約3.7万人	約15.7万人 (内訳) 全額免除 77億円(約2.9万人) 半額免除 123億円(約9.2万人) 一部免除 1億円(約0.1万人) その他 94億円(約3.5万人)

### 【私立大学】

	平成23年度予算	平成23年度補正予算(第1号)	平成23年度補正予算(第3号)	平成24年度予算
予算額	49億円(9億円増) ※1	34億円 ※2	14億円 ※2	58億円 ※3 61億円 ※2
対象	学生数の約1.6%程度 (約3.3万人の見込み)	被災学生 約1.2万人		約5.4万人 (被災学生分：約1.9万人)

※1 授業料減免等の1/2を補助、49億円のうち3億円は学生の経済的支援体制の構築への支援  
 ※2 東日本大震災による被災学生に対して、授業料減免等の2/3を補助  
 ※3 授業料減免等の1/2を補助、58億のうち3億円は学生の経済的支援体制の構築への支援

	平成22年度予算額	平成22年度実績
金額	40億円	40億円
対象	学生数の約1.4%程度 (約2.9万人見込)	学生数の1.4% 2.9万人

## 2 (独)日本学生支援機構の奨学金貸与事業

	平成23年度予算	平成23年度補正予算(第1号)	平成24年度予算
予算額 [一般会計等措置額]	事業費総額：1兆781億円 [1,241億円]	緊急採用奨学金(無利子) ：35億円	事業費総額：1兆1,263億円 [1,267億円](うち復興特会 38億円)
貸与人員 (対前年度比)	127万2千人(8万8千人増) ○無利子：35万8千人(9千人増) ○有利子：91万4千人(7万9千人増)	○無利子：約4.7千人	133万9千人(6万7千人増) ○無利子：38万3千人(2万5千人増) ※新規増 1万5千人(うち被災者枠6千5百人)、 前年度までの新規増分の進級に伴う増 1万人 ○有利子：95万6千人(4万2千人増) ※前年度までの新規増分の進級に伴う増等

# 奨学金の種類

区分	第一種奨学金(無利息) (昭和18年度～)		第二種奨学金(利息付) (昭和59年度～)
		所得連動返還型 (平成24年度～)	
対象学種	大学・短大、大学院、高等専門学校、 専修学校専門課程	左のうち 大学院を除く学種	大学・短大、大学院、高等専門学校(4・5年生)、 専修学校専門課程
貸与月額	学生が選択(高い月額、低い月額) ※私大・自宅外通学の場合 高い月額: 64,000円、低い月額: 30,000円	同左	学生が選択 ※大学の場合、3、5、8、10、12万円から選択
貸与基準 (大学)	学力	①高校成績が3.5以上(1年生) 又は ②大学成績が学部内において上位1/3以 内(2年生以上)	①平均以上の成績の学生 又は ②特定の分野において特に優秀な能力を有すると 認められる学生 又は ③勉学意欲のある学生
	家計	955万円以下 ※私大・自宅通学・4人世帯で主たる家計支持者 が給与所得者の場合の目安	300万円以下 1,207万円以下 ※私大・自宅通学・4人世帯で主たる家計支持者が給与所得者の場合の目安
返還方法	卒業後20年以内	卒業後、一定額の収入(年 収300万円)を得るまでの間 は返還期限を猶予	卒業後20年以内の元利均等返還
返還利率・返還利息	—	—	上限金利3%(在学中は無利息) 利率固定方式と利率見直し方式の選択制(19年度～)

# 「所得連動返還型無利子奨学金制度」の新設

## 制度の趣旨

- 家計の厳しい学生等(給与所得世帯の場合、年収300万円以下相当)の将来の返済の不安を軽減し、予見性を持って、安心して進学等できるようにするため、奨学金の貸与を受けた本人が、卒業後に一定の収入(年収300万円)を得るまでの間、返還期限を猶予するもの。

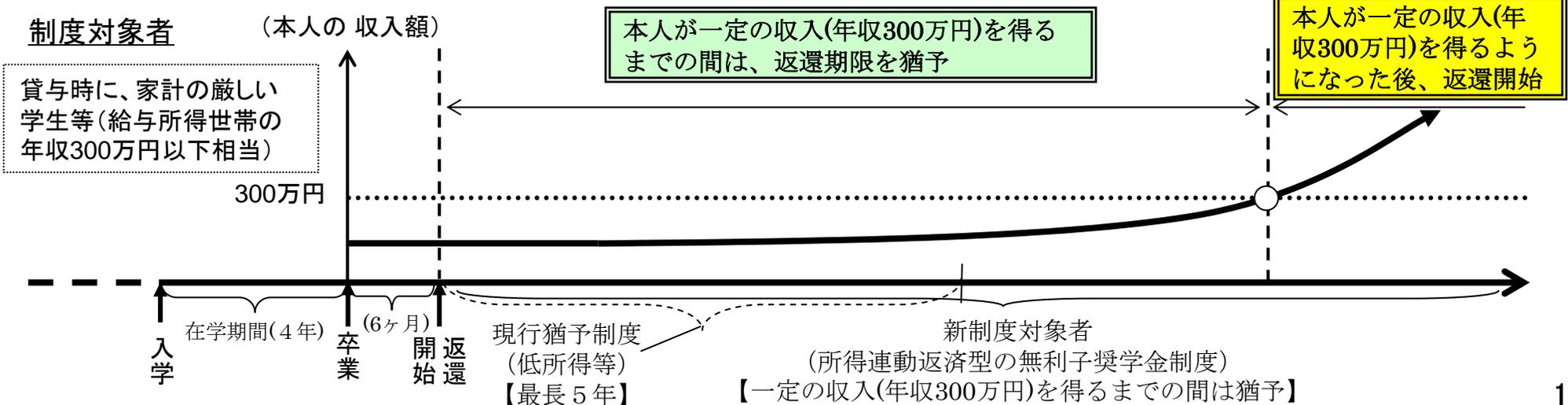
(平成24年度予算要求では給付型奨学金を要求したが、平成23年12月の政府・与党会議の議論も踏まえ、無利子奨学金の大幅拡充や、「所得連動返済型の無利子奨学金制度」を新設することとした。)

➤ 将来的には、社会保障・税番号制度を活用した所得連動返済型の奨学金制度の構築に向けての第一ステップとしても位置付ける。

## 制度の概要

- 対象：無利子(第一種)奨学金の貸与基準を満たす者のうち、家計の厳しい学生等(給与所得世帯の年収300万円以下相当)(大学院を除く)
- 猶予期間：卒業後、奨学金の貸与を受けた本人が一定の収入(年収300万円)を得るまでの間は、返還期限を猶予
  - ※ 現行では返還時「経済困難による返還猶予」の期間制限あり(最長5年間)
  - ※ 卒業後の本人所得の捕捉が必要。但し、基本的には本人からの申告であるため、正しい申告を行って貰う工夫が必要。
- 運用開始時期：平成24年4月(平成24年度採用者から適用)

## 制度対象者



# 奨学金貸与事業の概要(平成24年度予算)

## (独)日本学生支援機構 奨学金事業の充実

教育の機会均等や人材育成の観点から、経済的理由により修学に困難がある学生等を支援するとともに、意欲と能力のある学生等が経済的にも自立し、安心して勉学に励めるよう、奨学金事業の充実を図る。

平成24年度予算

貸与人員：133万9千人(6万7千人増)

事業費総額：1兆1,263億円(482億円増)

### 貸与人員の増

◇ 無利子奨学金 2万5千人増 [※1]    ◇ 有利子奨学金 4万2千人増 [※2]

※1 新規増 1万5千人(うち被災者枠6千5百人)、前年度までの新規増分の進級に伴う増 1万人

※2 前年度までの新規増分の進級に伴う増等

### 「所得連動返済型の無利子奨学金制度」の新設

◇ 低所得世帯(年収300万円以下)の学生等を対象とし、奨学金の貸与を受けた本人が、卒業後に一定の収入(年収300万円)を得るまでの間は返還期限を猶予する「所得連動返済型の無利子奨学金制度」※を新設。

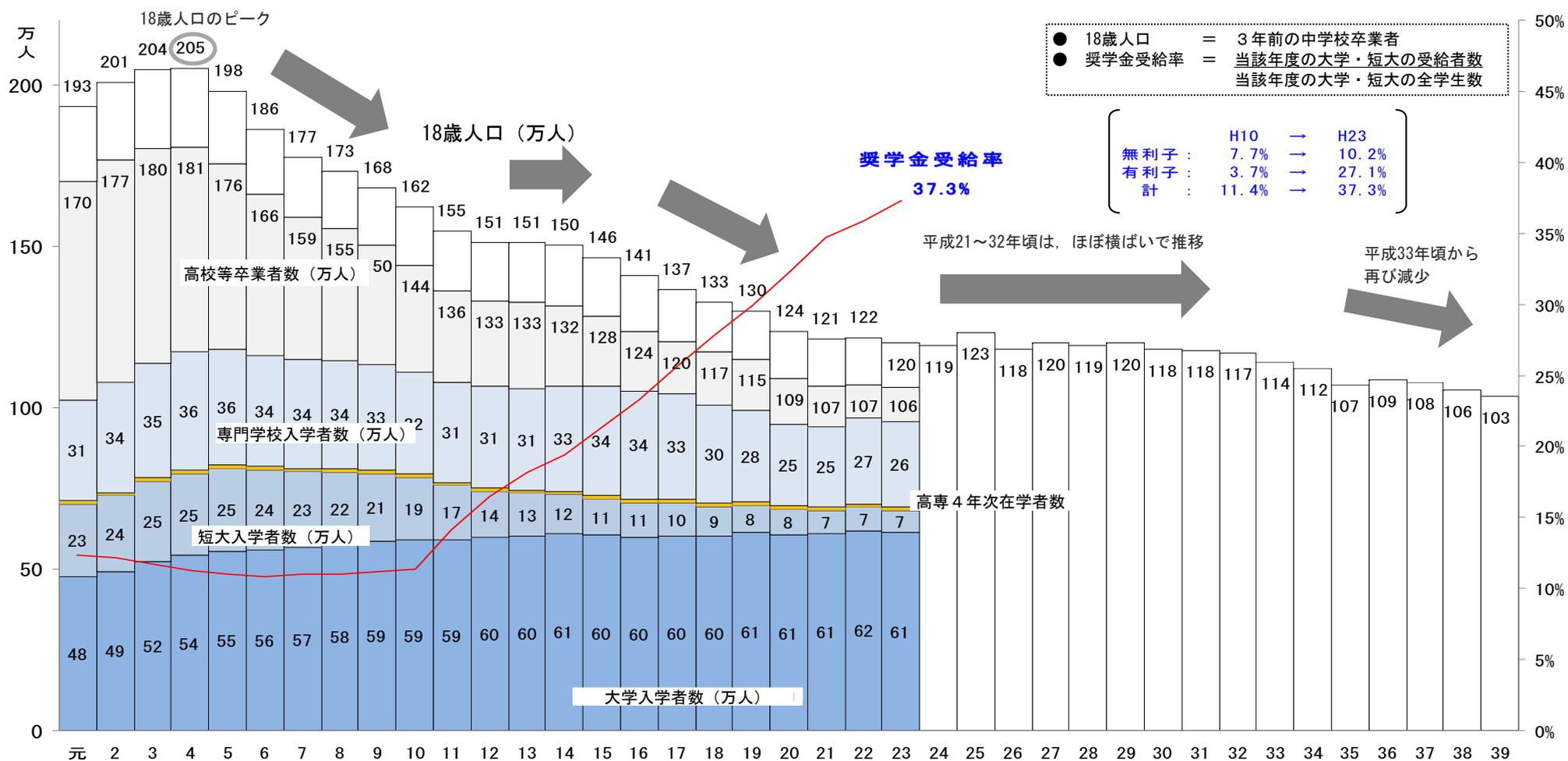
※ 本制度により貸与を受けた本人が、失業・低所得等の場合(原則年収300万円以下)の返還猶予期限(現行5年間)の撤廃

区 分		無利子奨学金事業	有利子奨学金事業
貸 与 人 員		38万3千人(2万5千人増)	95万6千人(4万2千人増)
事 業 費		2,767億円(171億円増)	8,496億円(311億円増)
	うち 一般会計 復興特会 財政融資資金	一般会計・復興特会(政府貸付金)	財政融資資金
		<b>796億円(90億円増)</b> [うち復興特会 38億円]	8,383億円(695億円増)
貸 与 月 額		学生が選択 (私立大学自宅通学の場合) 3万円、5.4万円	学生が選択 (大学等の場合) 3、5、8、10、12万円
貸与基準	学 力	・高校成績が3.5以上(1年生) ・大学成績が学部内において 上位1/3以内(2年生以上)	①平均以上の成績の学生 ②特定の分野において特に優秀な 能力を有すると認められる学生 ③学修意欲のある学生
	家 計	・955万円以下 [私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合] ・300万円以下 【所得連動返済型】	1,207万円以下 [私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合]
返 還 方 法		・卒業後20年以内 ・卒業後一定の収入(年収300万円)を得るまでは返還期限を 猶予【所得連動返済型】	卒業後20年以内(元利均等返還)
貸 与 利 率		無 利 子	上限3%(在学中は無利子) 学生が選択(平成24年7月現在) 利率見直し方式    利率固定方式 (5年毎)0.20%    1.08%

# 18歳人口と奨学金受給率の推移

18歳人口は、平成21年～32年頃まで、ほぼ横ばい(約120万人)で推移し、その後減少。

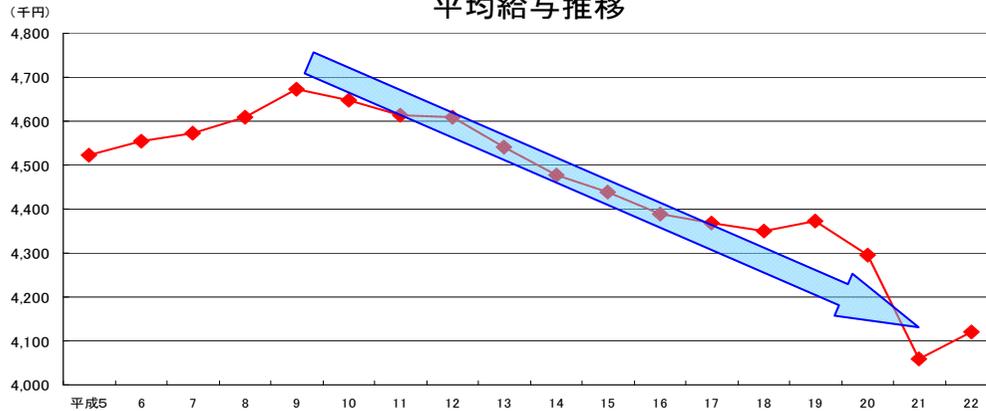
大学・短期大学の全学生数に対する日本学生支援機構奨学金の受給率は、平成11年度以降、急激に上昇し、平成23年度では37.3%(101万3千人)。



# 高等教育段階における教育費の家計負担の増加

## ① 平成9年以降、平均給与は年々減少傾向。

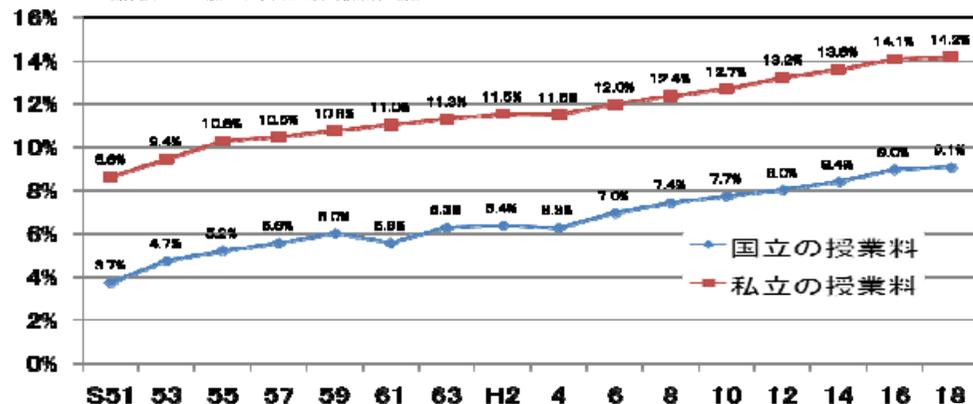
平均給与推移



注1) 各年12月31日現在で民間の事業所に勤務している給与所得者(所得税の納税の有無を問わない。)を対象とした抽出調査  
 注2) 民間の給与所得者の給与所得について源泉徴収義務者(事業所)の支払額に着目し集計を行ったものであり、複数の事業所から給与の支払を受ける等その個人の所得全体を示したものではない。  
 「民間給与実態統計調査結果」(国税庁)より作成

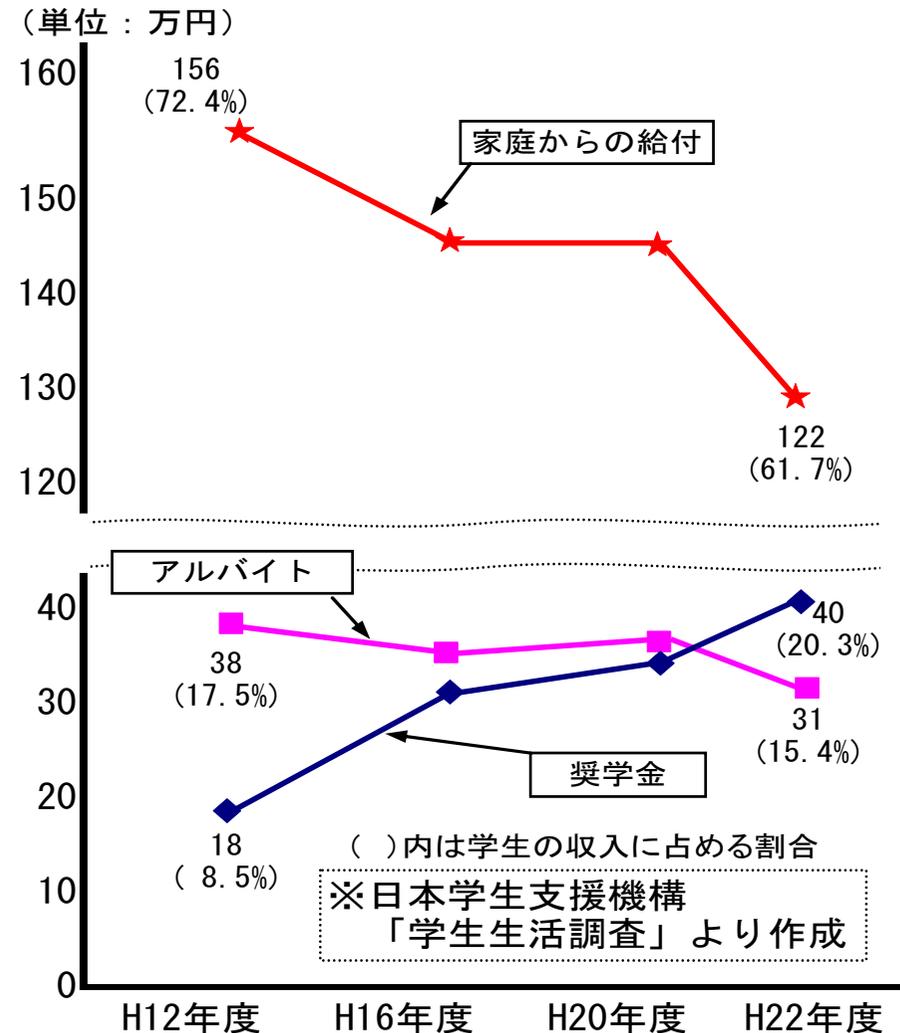
## ② 勤労者(40~49歳)の平均年収に対する授業料の割合は国立大学で9.1%、私立大学で14.2%となっており、年々増加。

勤労者(40~49歳)の平均年収に対する授業料の割合



平均授業料は、広島大学高等教育研究開発センターの高等教育統計データ集に掲載(「40-59歳平均給与額」は「賃金構造基本統計調査」から算出)

## ③ 学生生活費における家庭からの給付は減少し、奨学金の受給が増加するなど、各家計の負担は限界を超えつつある。



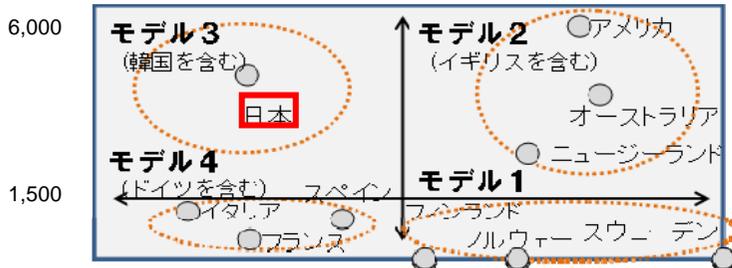
※日本学生支援機構「学生生活調査」より作成

# 大学生等を対象とした奨学事業の概要

## 1. 公的支援の現状

日本は授業料が高く、奨学金が低い水準

(ドル) 大学授業料と奨学金等の支援状況



モデル1: 授業料が無償又は低く、学生支援がかなり手厚い  
 モデル2: 授業料が高く、学生支援がよく整備されている  
 モデル3: 授業料が高く、学生支援が比較的整備されていない  
 モデル4: 授業料が低く、学生支援があまり整備されていない

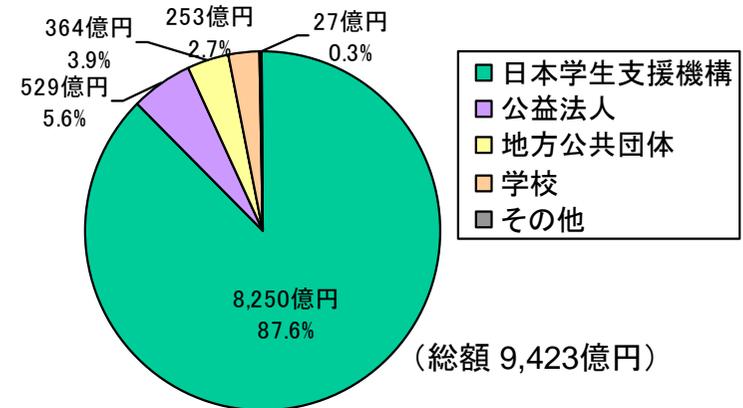
学生の奨学金等の受給率(%)

(注) アメリカは私費負担割合が高いが、奨学金が充実

- ・OECDインディケーター(2009)の図B5.3をもとに作成
- ・「~を含む」は、出典の図には明記されていないが、そのモデルに含まれると思われるもの
- ・韓国は、期成会費(授業料と別に大学が独自に設定)を含む

## 2. 奨学金支給額

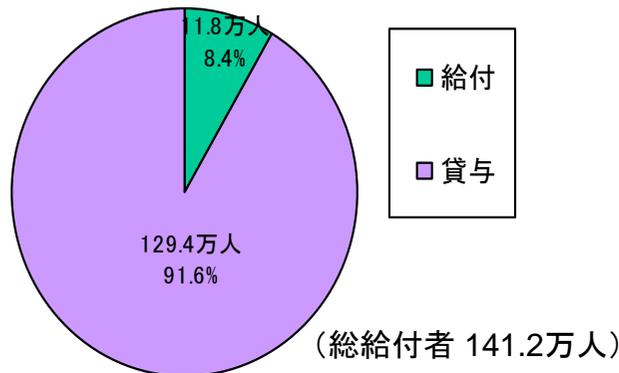
金額ベースでは、日本学生支援機構の奨学金が約9割



(独) 日本学生支援機構「平成19年度奨学事業に関する実態調査」を基に作成

## 3. 給付・貸与比率

奨学金支給者数に占める給付型は8%程度で、全体の9割が貸与(日本学生支援機構の奨学金は貸与制で実施)



(独) 日本学生支援機構「平成19年度奨学事業に関する実態調査」を基に作成

## 4. 国の制度による奨学金の諸外国の状況

諸外国では給付による奨学金制度も存在

区分	フランス	ドイツ	イギリス	アメリカ	日本
奨学金形態 (学生の割合)	給付 (23%)	半額給付・ 半額貸与 (25%)	給付(62%) 貸与(80%)	給付(34%) 貸与(66%)	貸与(34.1%)
(参考) 授業料と奨学金 等の支援状況	モデル4 (授業料が低く、学生支援があまり整備されていない)		モデル2 (授業料が高く、学生支援がよく整備されている)		モデル3 (授業料が高く、学生支援が比較的整備されていない)

「教育指標の国際比較(平成23年度版)」(文部科学省)

## (独)日本学生支援機構の奨学金貸与事業と教育ローンとの比較

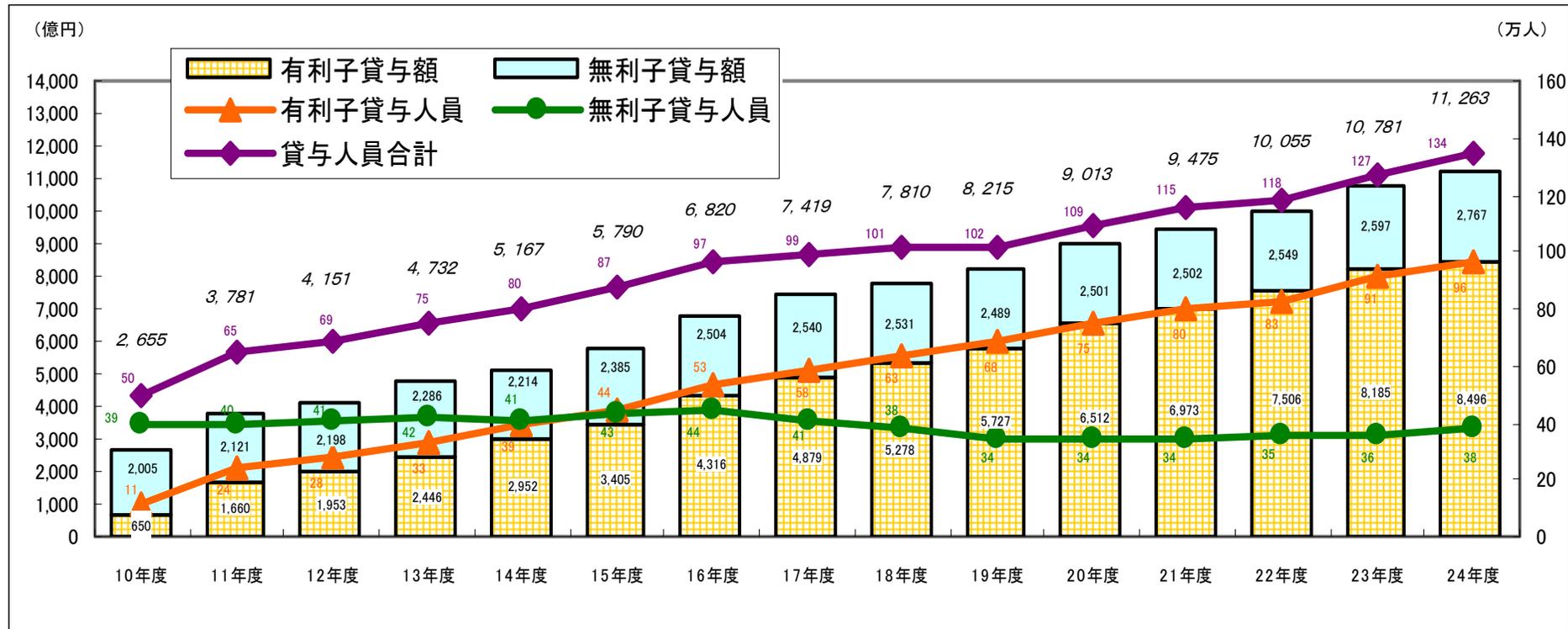
区分	奨学金貸与事業(教育支援)	国の教育ローン(金融)	教育ローン(金融)
実施機関	(独)日本学生支援機構	(株)日本政策金融公庫	(株)三菱東京UFJ銀行
目的	教育の機会均等の観点から、意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することがないように、学生本人に対して学資の貸与を行う。	一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般等の資金調達を支援するため、保護者又は学生本人(社会人等のみ)に対して、主に入学時の費用を一括して融資する。	入学または進学の際に一度にまとめて必要となる資金需要に応えるため、保護者又は学生本人(社会人のみ)に対して教育資金を融資する。
貸付対象	学生本人(無資力)	保護者(独立して生計を維持している場合のみ学生本人)	保護者又は学生本人(社会人のみ)
貸与基準	○学力、家計 [家計支持者(世帯)の年入] 【無利子】 955万円程度 【有利子】 1,207万円程度 ・低所得者に優先的に貸与(無審査) ・貸与期間中の「適格認定」(大学等との連携)	○家計 [世帯の年収] 890万円以下(給与所得者・子供2人) (審査により融資を断られることがある)	○家計 [一定額以上の収入、安定かつ継続した収入の見込み、勤続年数等の返済能力] (審査により融資を断られることがある)
金額	【無利子】 月額3万円, 5.4万円から選択 (私立大学自宅通学の場合) 【有利子】 月額3, 5, 8, 10, 12万円から選択 (大学等の場合)	一時金として300万円以内	10万円以上500万円以内
利息	【有利子(上限3%、在学中は無利息)】 利率見直し方式 0.20% 利率固定方式 1.08% (H24年7月現在) (財政投融资資金借入利率に連動)	固定利率 : 2.65% (H24年8月現在)	変動利率 : 2.475% (H24年8月現在)
返済期間	卒業後20年以内 (在学中は返還猶予)	15年以内 (在学中は利子のみの返済とすることが可能)	10年以内 (在学中は利子のみの返済とすることが可能)

# 奨学金貸与の状況

## 貸与規模の拡大

- 第一種、第二種奨学金の当初予算額が年々拡大している。特に第二種奨学金が飛躍的に伸びている。
- これに伴い貸与人員も増加の一途。直近の10年間では貸与人員が約1.5倍(平成15年度:866千人→平成24年度:1,339千人)に拡大し、大学生の約3人に1人、大学院生の約2.5人に1人の割合(平成23年度実績)で貸与している。

## 【奨学金事業予算の推移】 有利子奨学金の事業規模は、平成11年度以降、急速に拡大。



※1 上記は、日本学生支援機構(平成15年度以前は日本育英会)実施分のみであり、平成17年度から順次都道府県に移管した高等学校等奨学金事業交付金分は含まない。

※2 上記は当初予算である。

# 奨学金貸与期間中の「適格認定」について

【目的】適格認定は、以下の①から④に掲げることを目的として、奨学生としてふさわしい適格性を有する者であるか否かを認定するもの。

① 適格認定を受けることを通じて奨学金の必要性を自ら判断させる。② 奨学生としての自覚を促す。③ 有意義で充実した学生生活を送ることができるようにする。④ 「貸与額通知書」により奨学金貸与額及び将来の返還額を確認させる。

【実施方法】日本学生支援機構が定めた基準に基づき、奨学生の在学する学校長が実施し、機構に報告。機構は、当該学校長からの報告に基づき、奨学生に対してとるべき処置を決定し、必要に応じて処置結果を学校を通じて奨学生に通知。

## ＜適格認定の基準＞

1. 人物	態度・行動が奨学生にふさわしく、奨学金の貸与は返還が伴うことを自覚し、良識ある社会人として活躍できる見込み。
2. 健康	今後とも引き続き修学に耐え得るものと認められる。
3. 学業	標準的に修得すべき単位又は科目を修得しているとともに、学修の意欲があり確実に卒業(修了)できる見込み。
4. 経済状況	修学を継続するために引き続き奨学金の貸与が必要であると認められる。 ※学校長は、奨学生の収入と支出の状況を確認し、必要に応じて必要最小限の貸与月額を選択するよう奨学生に指導すること。

↓  
＜毎年1回学校長が確認を行い、機構に報告＞

## ＜機構の「処置」＞

		実施結果(平成23年度)		
		第一種奨学生	第二種奨学生	総数
継続	下欄に該当しない者	249,704	593,770	843,474
激励	「警告」該当者ほどではないが、他の学生に比べ劣っている者	6,538	29,548	36,086
警告	(1)卒業延期のおそれはないが、修得単位が、標準の1/3程度以下の者	2,203	10,126	12,329
	(2)学修の評価内容が他の学生に比べて著しく劣っている者			
	(3)仮進級となった者			
停止	(1)学業成績は廃止該当者と同程度だが、成績不振の理由が真にやむを得ないと認められ、かつ、成業の見込みがある者	2,472	9,715	12,187
	(2)停学その他の処分を受けた者等			
廃止	(1)原級にとどまった者又は卒業延期のおそれがある者	1,945	8,901	10,846
	(2)修得単位が皆無又は極めて少ない者等			
処置者(A)		13,158	58,290	71,448
審査対象者数(B)		262,862	652,060	914,922
比率(A/B)		5.0	8.9	7.8

# 「適格認定」の厳格化（審査体制の充実）について

【厳格化の検討】奨学金受給者に係る適格性の維持・向上を目的とする「適格認定」においては、その目的をより確実に果たすため、成績低迷者等への厳格な処置の実施として、以下の取組を検討。

## 1. 学校の理解度向上

学校の奨学金担当者向けの各種研修会の充実を図るとともに、担当者用事務手引の見直しを進める。

（平成24年度初任者研修会（8月開催）においては、開催地域を拡大するとともに適格認定に関する内容を充実した。）

## 2. 実施状況調査の充実・留意点の周知

適格認定実施状況調査の内容について充実させるとともに、審査の際に、誤りやすい点や留意事項等を取りまとめて、学校に周知し、審査の適正化を図る。

（平成24年度においては、平成23年度適格認定の「警告」認定者について全件調査（7月）を実施している。）

## 3. 処置対象者の意識向上

「警告」及び「停止」の処置通知を交付する際に、以下の事項を記載した文書を併せて配付（又は処置通知に記載）し、奨学生としての適格性を回復するよう強く促す。

- ① 適格認定の意義
- ② 処置基準（当該処置の意味）
- ③ 改善しなかった場合の例示
- ④ 奨学生として求められる姿 等

加えて、処置対象者個々の状況に応じた改善すべき点や注意事項等についても、可能な範囲において学校で作成・配付するよう依頼する。

## 4. 奨学金貸与者の意識向上

機構ホームページの「奨学金を受けている方へ」のページに、適格認定の概要（前記3-①～④）を掲載し、適格認定対象者のみならず、これから奨学金を申し込む者及び貸与中の奨学生全体の意識向上を図る。

## 5. 適格認定基準の具体化

奨学生の適格認定に関する施行細則第2条に定める「適格基準の細目」について、より具体的・定量的な基準を策定し、各学校における審査の適正化を図る。

【例】別途、機構が示す指針に基づき各学校において策定する具体的・定量的基準に達しない者に対し、各々の処置（廃止・停止・警告・激励）を行う。

※ 別途示す指針の例は次のとおり。（「〇%」は目安）

- (1) 修得単位数で認定する場合、修得単位数が、標準修得単位数に対し〇%以上又は〇%未満の者。
- (2) 出席率で認定する場合、出席日数が〇%以上又は〇%未満の者。
- (3) 成績平均値（GPA）で認定する場合、…。

## 6. 機構でのチェック及び学校への牽制の強化

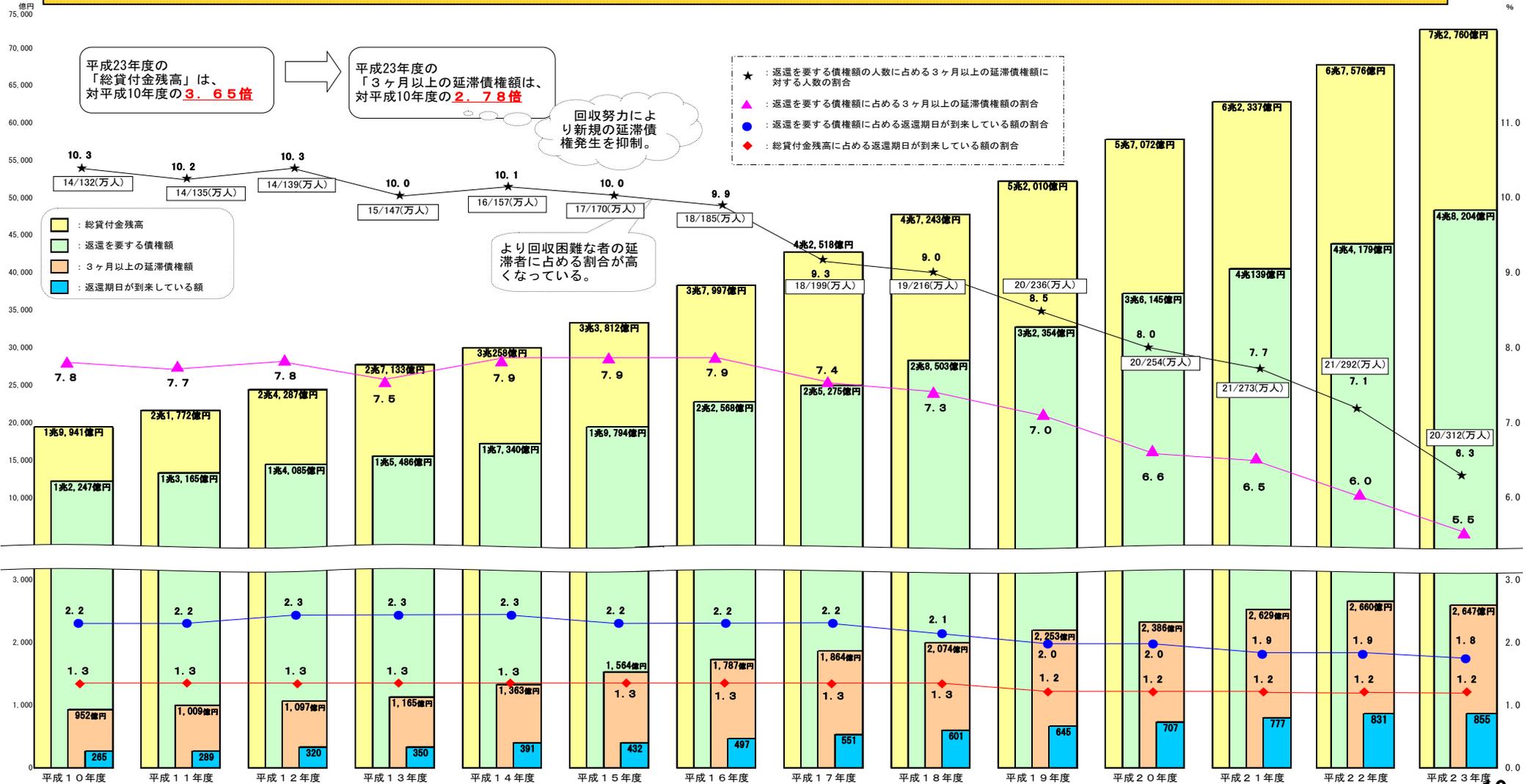
学校から適格認定結果の報告を受けた後、機構において対象者を無作為に選定し、学校における審査基準等及び対象者の成績について提出を求め、認定結果が適正であるかを確認する。

（平成24年度においては、平成23年度適格認定の「警告」認定者について全件調査（7月）を実施している。）

※ 適格認定結果が適正であるかを奨学金の振込日以前に確認するためには、前期の成績に基づく当該年度の見込みの成績と併せて、見込みの成績に基づく仮の認定結果を求めることとなるが、後期における成績の著しい変動、又は、学籍上の異動等により、仮の認定結果と年度末に確定した成績に基づく実際の認定結果とが異なることが想定されるため、適格認定報告後のチェックが有効である。

# 債権額と回収状況の推移(平成10年度以降)

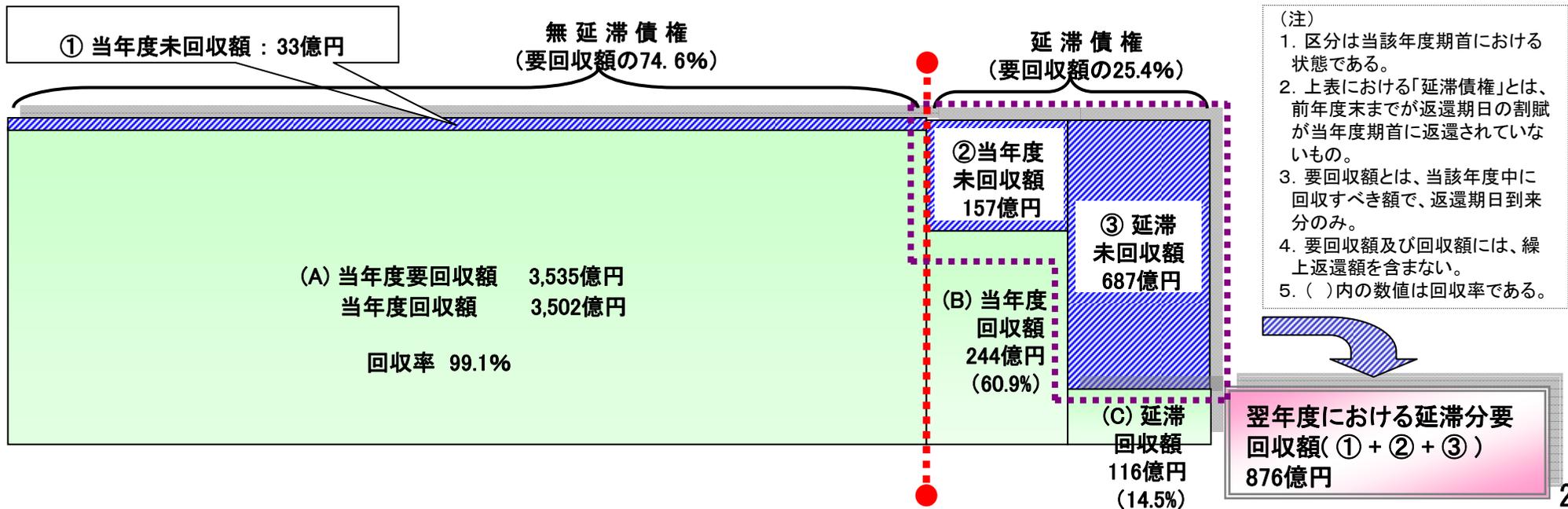
▶ 要返還債権が4,026億円増加しているにもかかわらず、3ヵ月以上の延滞債権額は12億円減少(平成22年度→平成23年度)  
 → 初期延滞債権に対する返還促進策等が功を奏している。  
 ※ 3ヵ月以上延滞債権2,647億円のうち、返還期日が到来している分は855億円(うち、756億円は旧日本育英会の債権)。



# 要回収額の構成と回収状況

H23		要回収額(億円)	回収額(億円)	未回収額(億円)	回収率
期首無延滞者分	当年度 ①	3,535	3,502	33	99.1%
期首延滞者分	当年度 ②	400	244	157	60.9%
	延滞 ③	803	116	687	14.5%
	計 (②+③)	1,203	360	843	29.9%
計 (①+②+③)		4,738	3,862	876	81.5%

当年度計 (①+②)	3,936	3,746	190	95.2%
------------	-------	-------	-----	-------



# 回収促進策

## 返還促進に係る各種施策

平成16年度～平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
第1期中期計画(H16年～H20年)			第2期中期計画(H21年～H25年)		

### 回収強化のための対策

- ・早期における督促の集中的実施
- ・債権回収業者(サービサー)による回収の促進
- ・法的措置の強化

### 住所不明者に対する調査の徹底

### 返還者等に対する利便性の向上のためのシステムの全面改修

### 学校との連携等

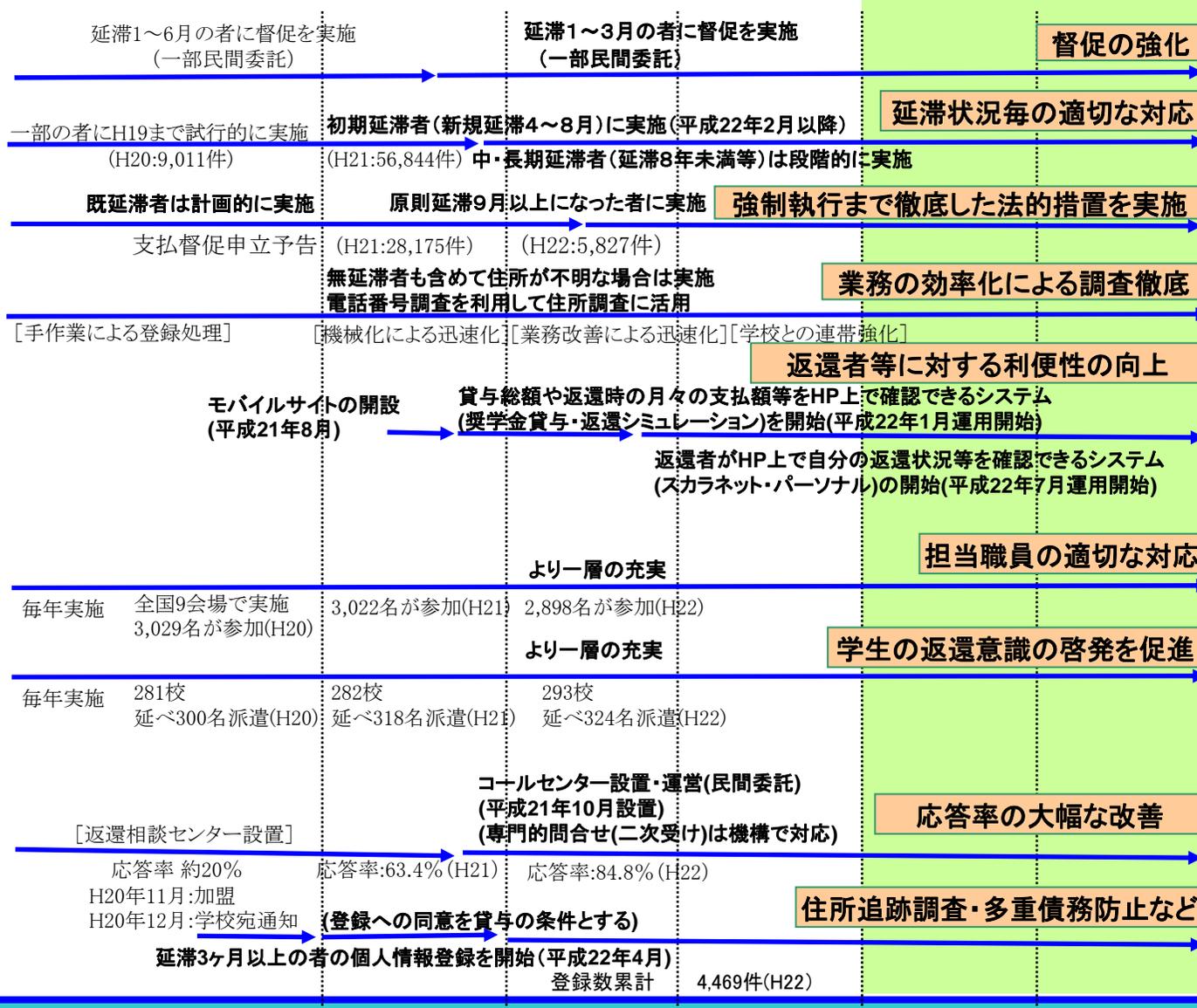
### 学校の担当職員への説明会

### 学校が行う返還説明会へ機構職員を派遣

### 延滞債権増加抑制のための対策

### コールセンターの設置・運営

### 個人信用情報機関の活用



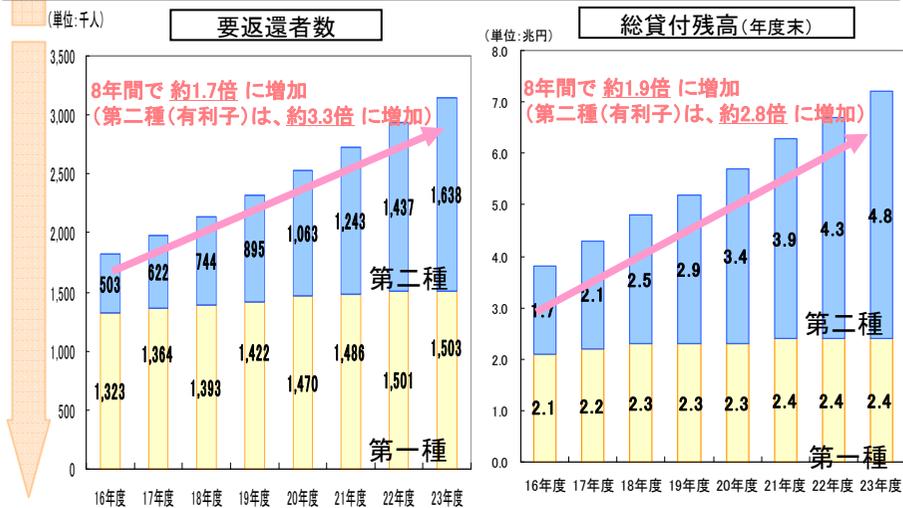
延滞債権の増加抑制と回収の抜本的強化

# 返還金回収業務の外部委託推進の背景

## 高まる奨学金の需要（要返還者・総貸付残高の急速な増加）

## 国民のニーズの多様化等への対応（制度の複雑化）

## 求められる返還金回収強化



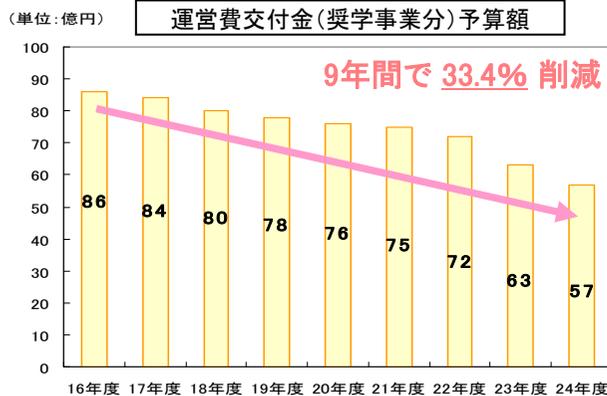
- [11年度] 第二種奨学金の貸与規模の拡大と貸与月額選択制の導入、「緊急・応急採用奨学金制度」創設
- [13年度] 第二種奨学金の貸与学種拡大(博士課程、高専4.5年)
- [15年度] 「入学時特別増額貸与奨学金制度」創設
- [16年度] 「入学時特別増額貸与奨学金制度」拡大(第一種に拡大)、「第二種奨学金(海外進学)制度」創設、法科大学院の創設に対応した奨学金の拡充、「機関保証制度」創設、「特に優れた業績による返還免除制度」創設
- [18年度] 「第二種奨学金(短期留学)制度」創設
- [19年度] 第二種奨学金利率選択制の導入
- [20年度] 第二種奨学金新月額導入(大学等12万円,大学院15万円)、全国銀行個人信用情報センターに加入
- [21年度] 第一種奨学金月額選択制の導入、入学時特別増額貸与奨学金貸与額選択制度の導入
- [22年度] 減額返還制度の導入、第一種奨学金支給開始時期の早期化(7月→4月)
- [24年度] 所得連動返還型無利子奨学金の創設

- 「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」における指摘事項を踏まえた見直し案」(平成18年12月15日)
- 「行政刷新会議ワーキンググループ事業仕分けの評価結果」(平成21年11月30日)
- 「独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業運営の在り方に関する有識者による検証意見まとめ」(平成22年9月2日) 等

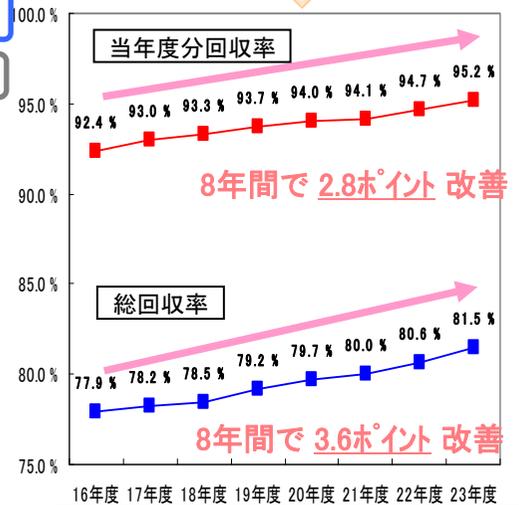
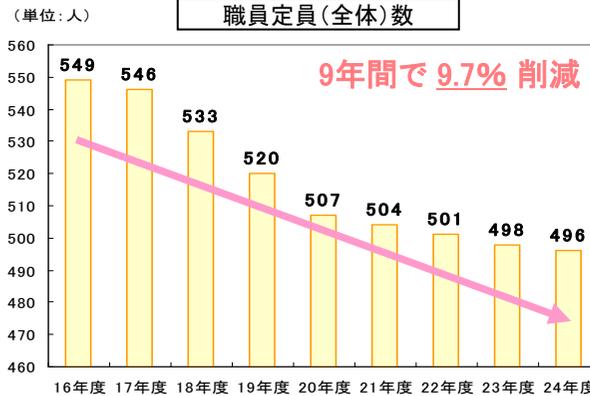
指摘等を踏まえ、債権の状況や予算の措置状況を勘案しながら、毎年度「返還金回収促進策」を策定し、これを実施

## 返還金回収業務の量的・質的拡充

### 運営費交付金予算の削減



### 職員定員数の削減



## 返還金回収業務の効率化・合理化を推進

## 回収率を確実に改善

奨学金事業が量的・質的に拡充される中、業務の効率化・合理化と両立しながら、回収状況を確実に改善

※「当年度分回収率」・・・当該年度に返還期日が到来した割賦金の要回収額に対する回収額の割合  
 ※「総回収率」・・・当該年度に返還されるべき要回収額(過年度に期日が到来した割賦金を含む)に対する回収額の割合

# 外部委託の推進状況

## 外部委託化している業務の類型

### 大量定型処理

大量処理を要する定型業務であって、外部業者(専用の機器、安価な人件費等)を活用することで規模の利益が働くこと等により、業務の効率化を図ることができるもの

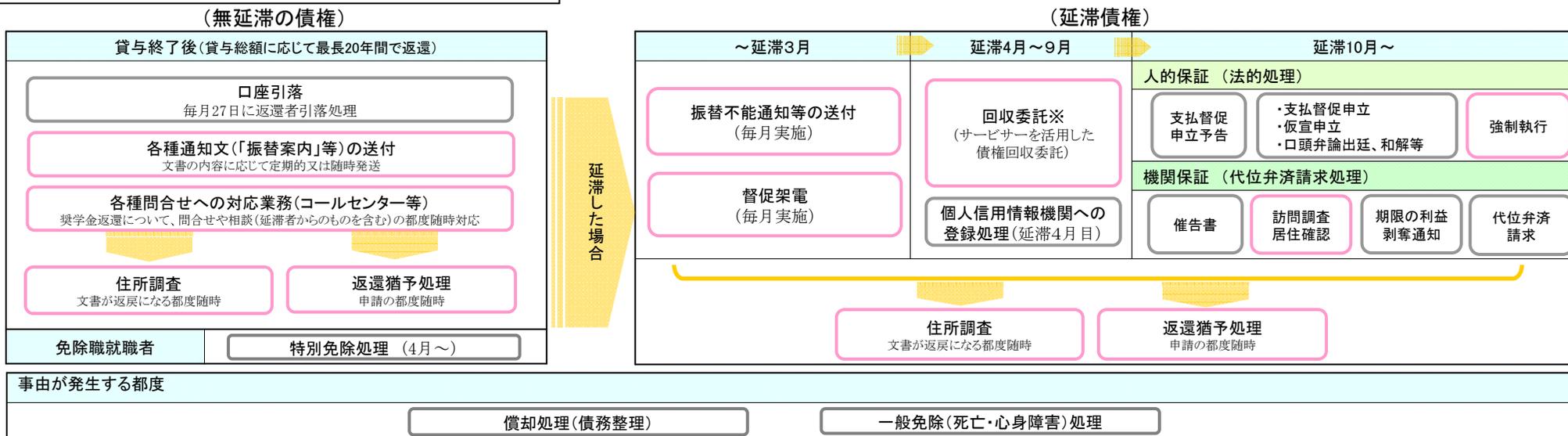
### 専門性の活用

専門性を持つ外部業者のノウハウ等を活用することによって、より高い効果と効率性を達成することが期待できるもの

### 回収強化

従来、機構が実施できていなかった業務であって、外部委託を活用して新たに実施することにより、更なる回収促進が期待できるもの

## 返還金回収業務の流れと外部委託の範囲(主なもの)



内は外部委託を導入することにより実施している業務

※「回収委託」… 債権回収会社(サービサー)を活用して、受託業者の名をもって請求書の送付、督促架電、訪問督促、住所調査、入金管理、収納処理、猶予指導などの一連の督促行為を一定期間実施する。

「中期計画」や「事業仕分け」有識者による検証意見まとめを踏まえ、効率化・合理化の一環として、①大量定型処理、②専門性の活用、③回収強化の観点から、積極的に外部委託を推進

外部委託を推進しつつも、企画・立案、責任と判断を要する折衝、機構としての意思決定が伴う業務など、機構職員が直接行うべき業務については、機構職員が確実にこれを実施

# 返還促進策等検証委員会報告書を踏まえた今後の対応等

## 平成23年度返還促進策等検証委員会(JASSO)の提言と平成24年度の機構の対応等

### ▶ 今後の返還促進策の方向性

- ・返還ができる人には確実に返還してもらうとともに、諸事情で返還が困難な人には必要な指導を行う。
- ・返還期限の猶予制度や減額返還制度についてより一層の広報・周知を図る。
- ・引き続き学校と連携し、在学中から返還意識の涵養等の周知を図る。  
また、円滑な返還について学校関係者とのコミュニケーションを図り一層の理解を得つつ、緊密な協力関係の下実施する。 等

### ▶ 効率的な事業運営(債権正常化への誘導)

- ・厳しい財政状況であることを考慮しつつ、
  - ①延滞させないこと、
  - ②延滞しても早期に解消させること、
  - ③法的処理より回収委託、回収委託より口座振替といった回収方法の優先順位等を意識した効果的・効率的な回収方策を実施。

### ▶ 返還促進策についての提言

- ・回収委託については、継続して実施し、更に効果的な委託内容について改善を図る。
- ・入金約束までの再架電実施など架電による督促強化等の新規返還開始者などへの働きかけを行う。
- ・回収委託と法的処理を適切に組み合わせることで回収の強化に努める。
- ・返還を継続している延滞者への対応としては、延滞金の負担が重いことを考慮し、延滞金の機能を損なわない範囲での見直し、あるいは返還期限猶予制度の運用の見直し等検討を行う。 等

# 返還の促進に関する学校との連携協力

## 1 返還者への働きかけ

- 返還の周知(返還説明会の実施 等)
- 住所不明となっている返還者の住所調査  
出身大学等(住所提供可能の大学等879校)から住所情報の提供  
機構において住所調査実施(平成23年6月、9月、12月、平成24年6月)  
調査結果は学校にも報告

(住所提供の実績)

区 分		依頼数	回答数				
			大学・大学院	短期大学	高等専門学校	専修学校	計
第1回 (23年6月)	学校数(校)	167	45	15	1	97	158
	人数(人)	468	195	19	1	152	367
第2回 (23年9月)	学校数(校)	101	35	11	1	48	95
	人数(人)	315	178	19	2	88	287
第3回 (23年12月)	学校数(校)	61	20	3	0	34	57
	人数(人)	123	51	4	0	48	103
第4回 (24年6月)	学校数(校)	179	69	14	3	93	179
	人数(人)	345	203	15	3	124	345

## 2 同窓会への協力依頼

- 同窓会を通じて、減額返還、返還期限猶予制度の周知

# 延滞金の賦課について

## 延滞金の賦課の方法

・口座からの振替ができずに延滞となった場合、以下のとおり延滞金が課される。

### <無利子奨学金>

約束の返還期日を6ヶ月過ぎるごとに、延滞している割賦金の額に対し、5%の延滞金が課される。

なお、平成17年4月以降に奨学生として採用された者は、延滞している割賦金の額に対し、年(365日)あたり10%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課される。

### <有利子奨学金>

約束の返還期日を過ぎると、延滞している割賦金(利息を除く。)の額に対し、年(365日)あたり10%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課される。

[例: 無利子奨学金で、返還開始時(10月27日)を返還期日とした割賦元金から2ヶ月延滞した場合]

・貸与月額: 64,000円(私立大学、自宅外) ・貸与期間: 48ヶ月

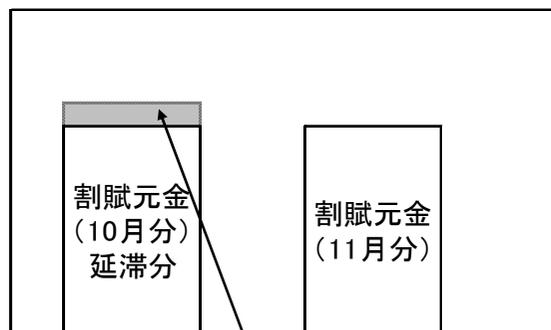
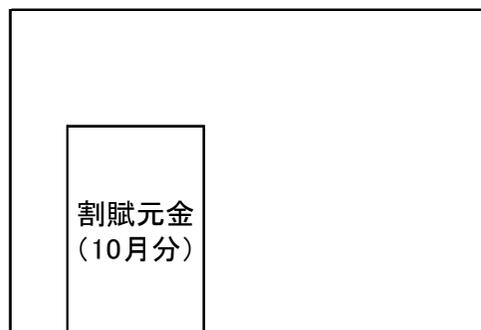
・貸与総額: 3,072,000円

・返還時の割賦金: 14,222円(最終割賦金14,270円)

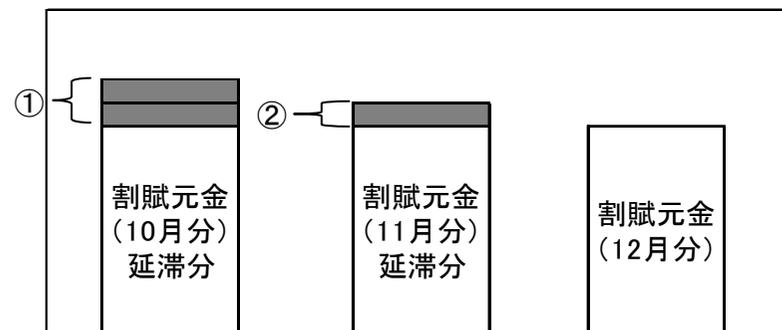
振替1回目  
(10月27日)

振替2回目(延滞1ヶ月)  
(11月27日)

振替3回目(12月27日現在)の請求額  
43,019円(内訳: 元金42,666円・延滞金353円)



※延滞1ヶ月以内の割賦元金には延滞金を賦課しない  
→11月27日に2ヶ月分の割賦元金が返還された場合、延滞金を賦課しない。



- ① 割賦元金(10月分)に係る10/28から12/27まで(61日間)に係る延滞金(237円)
- ② 割賦元金(11月分)に係る11/28から12/27まで(30日間)に係る延滞金(116円)

# 返還期限猶予制度・返還免除制度

## 返還期限猶予制度

- 在学猶予: 大学、大学院等に在学中は、在学届の提出によって返還を猶予される。
- 一般猶予: 右表の事由に該当し返還が困難な場合は、願い出により返還を猶予される。

返還猶予の事由及び猶予の期間等は右表のとおりである。

猶予の事由	猶予の期間
災害	その事由が続いている期間中、1年ごとに願い出る。
傷病	
生活保護	
入学準備中※	その事由が続いている期間中、1年毎に願い出る。通算して5年が限度。
失業・低所得等(年収300万円以下)	

※卒業後1年以内に限る。

・経済情勢の影響等により申請件数が増加。

【参考】返還期限猶予の申請受付及び承認件数

平成21年度: 《申請受付》 89,898人、《承認》 46,699人  
 平成22年度: 《申請受付》 101,800人、《承認》 61,468人  
 平成23年度: 《申請受付》 103,958人、《承認》 77,237人

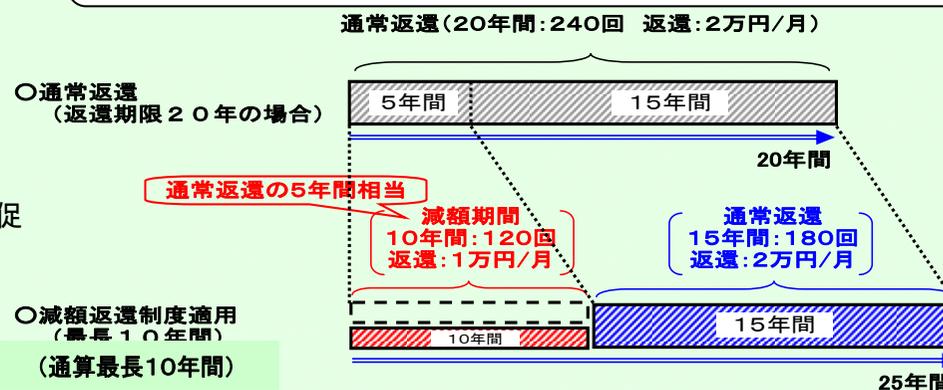
【参考】返還期限猶予の承認事由(平成23年度)

●生活困窮: 85.0% ●病氣中: 7.8% ●生活保護: 3.5% など

制度の現状

## 減額返還制度の導入(平成23年1月)

- 経済的理由により返還困難となっている者のうち、当初の割賦金額を減額すれば返還可能となる者について、一定の要件(収入金額300万円以下など)を満たすことで、一定期間、割賦金額を減額し(1/2)、返還期間の延長することにより、返還者の負担軽減とともに、返還金の回収促進と延滞の抑制を図る。(平成23年度、5,987件を承認)



## 返還免除制度

### ○死亡・心身障害免除

- ・奨学生が死亡又は心身の障害により、返還不能になったときは返還未済額の全部又は一部を願い出によって免除する。(無利子・有利子の全奨学生対象)
- (平成20年度免除実績:1,264件(17億円)、平成21年度免除実績:1,289件(19億円)、平成22年度免除実績:953件(15億円)、平成23年度免除実績:1,175件(18億円))

### ○特に優れた業績による返還免除(平成16年4月以降の採用者より適用)

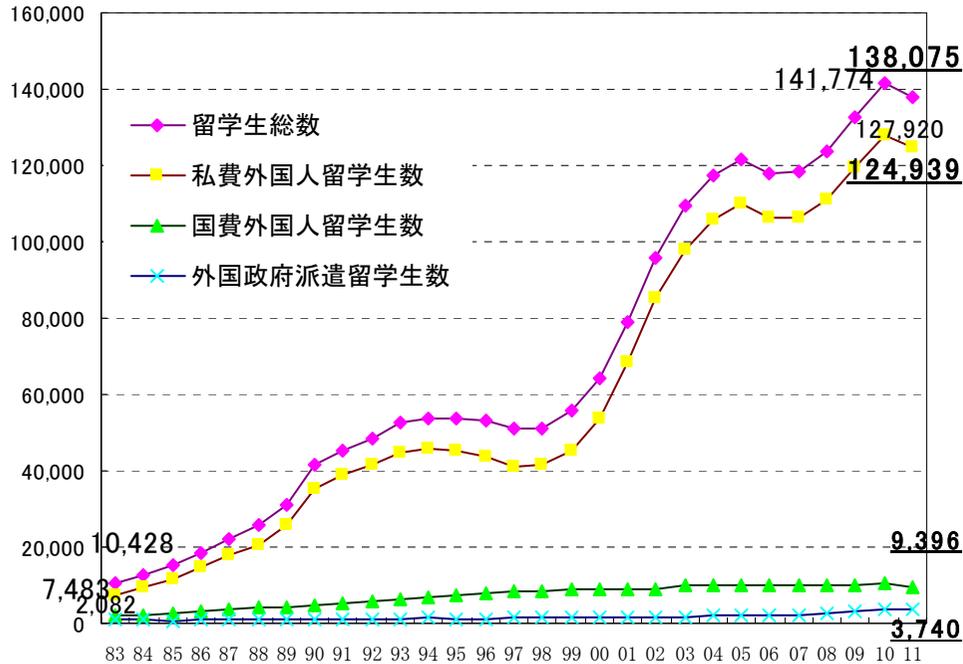
- ・大学院において無利子貸与を受けた学生で、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定したものには、貸与期間終了時において、全部又は一部の返還を免除する。
- (平成20年度免除実績:8,565件(139億円)、平成21年度免除実績:9,579件(152億円)、平成22年度免除実績:8,805件(137億円)、平成23年度免除実績:9,866件(145億円))

# Ⅲ. 留学生交流の現状

# 我が国の留学生交流の現状

## 外国人留学生の受入れの現状(海外→日本)

○ 受入数の推移 (各年5月1日現在)



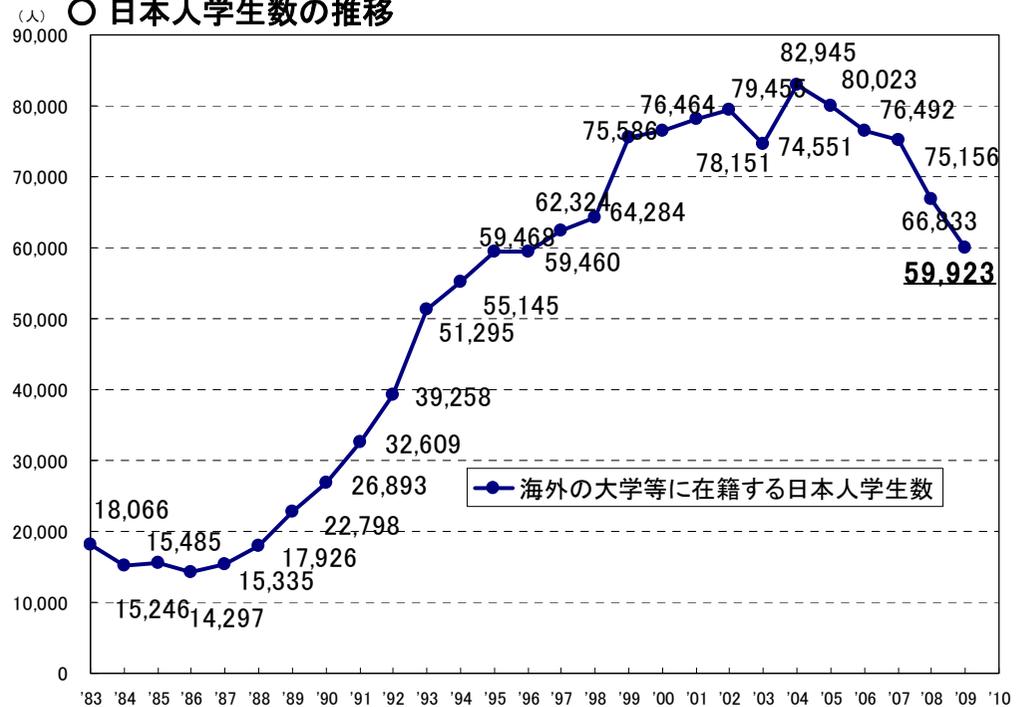
○ 出身国・地域別 (平成23年5月1日現在) ※ [ ] は前年からの増減

国・地域名	留学生数	国・地域名	留学生数
中国	87,533 [ 1,360]	インドネシア	2,162 [ Δ28]
韓国	17,640 [Δ2,562]	ネパール	2,016 [ 187]
台湾	4,571 [ Δ726]	米国	1,456 [ Δ892]
ベトナム	4,033 [ 436]	バングラデシュ	1,322 [ Δ218]
マレーシア	2,417 [ Δ48]	その他	12,529 [Δ1,175]
タイ	2,396 [ Δ33]	合計	138,075 [Δ3,699]

(文部科学省、日本学生支援機構調べ)

## 海外の大学等に在籍する日本人学生数の現状(日本→海外)

○ 日本人学生数の推移



○ 主な留学先 (2009年現在)

※ [ ] は前年からの増減

国・地域名	留学生数	国・地域名	留学生数
米国	24,842 [Δ4,422]	ドイツ	2,140 [ Δ94]
中国	15,409 [Δ1,324]	カナダ	2,005 [ Δ164]
英国	3,871 [ Δ594]	フランス	1,847 [ Δ61]
オーストラリア	2,701 [ Δ273]	ニュージーランド	1,025 [ Δ26]
台湾	2,142 [ Δ40]	韓国	989 [ Δ73]

(出典: OECD「Education at a Glance」、IIE(米国)「OPEN DOORS」等) 29

# 留学生交流制度の概要

(平成23年度予算額:342億円)

平成24年度予算額:342億円

## 留学生の受入れ環境の充実 311億円

### 【外国人留学生奨学金制度の充実】 277億円

(内訳)

**国費外国人留学生への奨学金の給付 187億円 10,775人**

奨学金(月額単価)

・研究留学生、学部留学生等

博士課程145千円、修士課程144千円、研究生143千円、学部生 117千円

・ヤング・リーダーズ・プログラム(YLP)留学生

修士課程242千円

※アジア諸国等の将来のリーダーとして期待される若手の行政官等を招聘

・日本語・日本文化研修留学生

学部生117千円

※自国で日本語、日本文化に関する分野を選考する学生が日本の大学での教育指導を受ける。

ほか、渡航費及び授業料

**私費外国人留学生への学習奨励費の給付 67億円 10,632人**

大学院レベル 2,935人×(月額)65千円

学部レベル 7,697人×(月額)48千円

### 留学生短期受入れと日本人学生の

**海外派遣を一体とした交流事業(外国人学生受入れ分) 22億円**

短期受入

大学間交流協定等に基づく短期留学生(3ヶ月～1年)に奨学金を給付

奨学金1,440人×(月額)80千円

ショートステイ

大学間交流協定等に基づき海外の大学にショートステイする学生に奨学金を給付

奨学金6,300人×(月額)80千円

### 【留学生受入れのための環境整備】 2.3億円

(内訳)

・留学生宿舎の確保 1.7億円

大学等の留学生宿舎借り上げ支援 2,370戸

・留学生の就職支援 0.1億円

外国人留学生就職指導ガイダンスや外国人留学生就活準備セミナーの開催

・留学生交流拠点の整備 0.5億円【新規】

留学生交流拠点の整備 5.5百万円×8地域

## 日本人学生の海外留学の推進 31億円

### 【留学生短期受入れと日本人学生の海外派遣を一体とした交流事業】 (日本人学生海外派遣分)

(内訳)

・長期派遣 4億円 200人(+100人)【日本再生重点化措置】

学位取得を目指し、海外の大学院に1年以上留学する学生に奨学金を給付

奨学金 200人×(月額)89千円～148千円 ほか、授業料  
(実費相当(上限あり))

・短期派遣 17億円 2,280人(+1,520人)【日本再生重点化措置】

大学間交流協定等に基づき海外の大学に短期留学(3ヶ月～1年)する学生に奨学金を給付

奨学金 2,280人×(月額)80千円

・ショートビジット 10億円 6,300人

大学間交流協定等に基づき海外の大学にショートビジットする学生(3ヶ月未満)に奨学金を給付

奨学金 6,300人×(月額)80千円

### 【日本学生支援機構の第二種奨学金(有利子)の貸与】

(平成24年度予定額(342億円の外数))

・短期留学(3ヶ月～1年) 18億円 3,427人

・長期留学 21億円 1,667人

(貸与月額) 学部レベル 3,5,8,10,12万円

大学院レベル 5,8,10,13,15万円

### 【海外での情報提供】 5億円

(内訳)

・日本留学のための情報提供の充実 2億円

・渡日前入学の推進等 3億円

# グローバル人材育成のための大学の国際化と学生の双方向交流

## 1. 大学のグローバル化のための体制整備

平成24年度予算額 103億円(平成23年度予算額52億円)

### 大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業

24年度予算額26億円

#### 【主な内容】

199,290千円×13件

- 英語で学位が取得できるコースの整備
- 留学生受け入れのための環境整備
- 海外大学共同利用事務所の整備
- 国際化に積極的な大学との大学間ネットワークの形成
- 産業界との連携 等

留学生受入機能の強化

### グローバル人材育成推進事業

24年度予算額50億円(新規)

#### 【主な内容】

199,500千円×10件

99,500千円×30件

- グローバルな通用性を涵養し意識を向上させる取組
  - ・学生の留学先の国における日本語指導支援、現地企業インターン 等
- 教員のグローバル教育力の向上の取組
- 日本人学生の留学を促進するための環境整備
- 語学力を向上させるための入学時から卒業時までの一体的な取組

学生の海外留学促進機能の強化

### 大学の世界展開力強化事業

24年度予算額27億円

学生交流の推進

国際的な枠組みでの高等教育の質保証を図りながら、外国人学生の戦略的受入れ、日本人学生とアジア・米国等の外国人学生の協働教育による交流の取組を支援する。

・「キャンパス・アジア」中核拠点形成支援(22'採択)70,280千円×6件  
(23'採択)60,080千円×13件

・米国等との協働教育創成支援  
(23'採択)60,080千円×12件

・ASEAN諸国等との大学間交流形成支援(24'新規)70,880千円×10件

## 2. 学生の双方向交流の推進

平成24年度予算額 342億円(平成23年度予算額342億円)

◆海外での情報提供及び支援の一体的な実施 (508百万円)

◆日本人学生の海外留学の推進 (3,104百万円)

- ・留学生短期受入れと日本人学生の海外派遣を一体とした交流事業
    - 長期派遣分(1年以上) 100人 → 200人(100人増)
    - 短期派遣分(3ヶ月~1年) 760人 → 2,280人(1,520人増)
    - ショートビジット支援分(3ヶ月未満) 7,000人 → 6,300人(△700人)
- ※対前年度比 920人増

(参考)日本学生支援機構  
海外留学奨学金(有利子貸与)

23年度	24年度
36億円	39億円
3,175人	5,094人

◆留学生の受入れ環境の充実 (30,629百万円)

- ・国費外国人留学生制度 10,775人
  - ・私費外国人留学生学習奨励費10,632人
- ※被災地域へ手厚く支援

等

# 日本人学生派遣のための奨学金制度

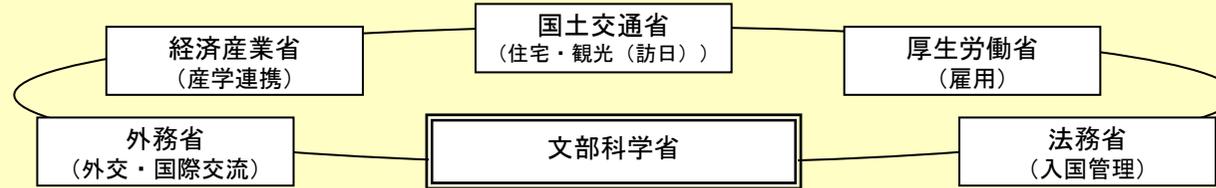
	留学生交流支援制度(うち派遣)	
	短期派遣	長期派遣
1. 目的・趣旨	<p>【3か月未満】 学生の国際的な流動性が高まる中、我が国の大学等が実施する3か月未満の学生受入れ、3か月未満の学生派遣を支援するプログラムの実施により、多様な学生の受入れ・派遣の機会を提供し、国際的な視野を有する学生の育成を促進するとともに、このプログラムが学生受入れ・派遣のモデルの一つとなることにより、大学等における学生相互交流プログラムや大学間ネットワークの構築等に寄与し、大学等の国際化を促進することを目的とする。</p> <p>【3か月以上1年以内】 諸外国の大学等との学生交流の拡充及び各国間の相互理解と友好親善の増進を図るため、大学間交流協定等に基づき我が国の在籍大学等から外国の大学へ留学する学生を支援する。</p>	<p>グローバル化した社会で国際機関の職員をはじめ国際的にも指導的立場で活躍できる優秀な人材を育成するとともに、我が国のグローバル化や国際競争力の強化を促進するため、我が国の大学の学生等を世界の最先端の教育研究活動を行っている海外の大学に留学させ、その専門分野における学位を取得させる。</p>
2. 対象者	<p>【日本の大学院生、学部生、短期大学生、高等専門学校生(4年次以上)】 日本の大学等に在籍しながら、大学間交流協定等に基づき諸外国の大学に短期留学(3か月未満, 3か月以上1年以内)する者</p>	<p>【日本の大学院生等】 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者で、「修士」または「博士」の学位取得を目指し留学(1年以上)する者</p>
3. 実施主体	独立行政法人日本学生支援機構	
募集・選考	各大学が申請した派遣計画数及び派遣プログラムを実施委員会で選考し決定。これを受け、各大学が候補者を推薦	各大学が申請した推薦者を実施委員会で書面審査及び面接審査し、採用を決定
4. 支援内容	奨学金 月額 80,000円	奨学金 月額 148,000円～89,000円 (留学先地域により支給金額は異なる) 授業料 実費相当(上限あり)

# 我が国の留学生受入れ促進策

## －留学生30万人計画をもとに－

### 概要

- 関係省庁・機関等が総合的・有機的に連携して施策を推進（平成20年7月、関係6省で「留学生30万人計画」骨子を策定）
- 「グローバル戦略」展開の一環として2020年を目途に留学生受入れ30万人を目指す。



### 具体的方策

#### 文科省関係（大学、JASSO含む）の取組

#### 課題（JASSOの体制に関するもの）

時期	具体的方策	文科省関係（大学、JASSO含む）の取組	課題（JASSOの体制に関するもの）
入国前・海外現地	<b>1. 日本留学への誘い</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 積極的留学情報の発信</li> <li>○ 留学相談機能強化</li> <li>○ 海外での日本語教育の充実 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日本や日本留学のPR → ・様々な主体による取組</li> <li>■ 留学情報の発信 → ・各大学の情報発信 ・独法や大使館の<b>情報提供や相談サービス</b> <b>(JASSO海外事務所、ポータルサイト)</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一元的な窓口機能の不足</li> </ul>
入国・入学時	<b>2. 入試・入学・入国の入り口の改善</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学の情報発信強化</li> <li>○ 渡日前入学許可の推進</li> <li>○ 各種手続きの渡日前決定促進</li> <li>○ 大学の在籍管理徹底と入国審査等の簡素化 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 渡日前手続きの推進 → ・<b>JASSOの日本留学試験の実施</b> <b>(↓これを活用して)</b> ・各大学は渡日前の入学許可を推進</li> </ul>	
入国・入学後 在学時	<b>3. 大学等のグローバル化の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国際化拠点大学(30)の重点的育成</li> <li>○ 英語のみによるコースの拡大</li> <li>○ ダブルディグリー、短期留学等の推進</li> <li>○ 大学等の専門的な組織体制の強化 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大学の国際化 → ・各大学において推進 ・文科省としてもこれを促進</li> </ul>	
卒業・修了後	<b>4. 受入れ環境づくり</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 渡日1年以内は宿舎提供を可能に</li> <li>○ 国費留学生制度等の改善・活用</li> <li>○ 地域・企業等との交流支援・推進</li> <li>○ 国内の日本語教育の充実 等</li> <li>○ 留学生等への生活支援 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大学の環境整備 → ・各大学において推進</li> <li>■ 生活面の環境整備 → ・<b>JASSOが支援</b> <b>(宿舎、交流、日本語教育等)</b></li> <li>■ 奨学金の支給 → ・<b>文科省及びJASSOが実施(※)</b> ※現在、国費留学生奨学金の交付事務は文科省 <b>私費留学生奨学金の交付事務はJASSO</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入れ環境の充実(宿舎や交流活動)</li> <li>・日本語教育の実施主体について</li> <li>・国費/私費留学生の奨学金実施体制の合理化</li> </ul>
卒業・修了後	<b>5. 卒業・修了後の社会の受入れの促進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 産学官が連携した就職支援や起業支援</li> <li>○ 在留資格の明確化、在留期間の見直しの検討等</li> <li>○ 帰国後のフォローアップの充実 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日本企業への就職支援 → ・産学官が連携して取組 <b>(JASSOは就活ガイドブック、大学向け研修等を実施)</b></li> <li>■ 帰国後のフォロー → ・各大学において取組 ・<b>JASSOはメルマガ、元留学生招聘等</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰国後のフォローの不足</li> </ul>

# 留学生受入れのための奨学金制度

※ □: JASSOで実施

	国費外国人留学生制度	私費外国人留学生等学習奨励費	留学生交流支援制度(うち受入れ)
1. 目的・趣旨	諸外国の優秀な人材を国費外国人留学生として受入れ、我が国のグローバル化、諸外国との相互理解の増進と人的ネットワークの形成、我が国の大学等の教育力・研究力の強化、国際的知的貢献を図る。	我が国の大学等に在籍する私費外国人留学生で、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対する奨学制度として、奨学金を給付することにより、その学習効果を一層高めることを目的とする。	諸外国の大学との留学生交流の拡充及び各国間の相互理解と友好親善の増進を図るため、大学間交流協定に基づき我が国へ留学する外国人留学生を支援する。
2. 対象者	<p>【大学院レベル】                      研究留学生: 大学(学部)卒業以上の者                      教員研修留学生: 大学(学部)卒業以上程度の者                      ヤング・リーダーズ・プログラム(YLP):                      大学(学部)卒業以上の者</p> <p>【学部レベル】                      学部留学生: 高等学校卒業程度の者                      日本語・日本文化研修留学生:                      大学(学部)に在学中の者                      高等専門学校留学生: 高等学校卒業程度の者                      専修学校留学生: 高等学校卒業程度の者</p>	<p>【大学院レベル】                      大学院に正規生として在籍する者又は大学の学部卒業以上の学歴を有し、かつ、大学院レベルの研究活動を行うため研究生として在籍する者</p> <p>【学部レベル】                      大学の学部、短期大学、高等専門学校第4年次以上又は専修学校専門課程に、それぞれ正規生として在籍する者、大学又は短期大学が設置する専攻科又は留学生別科に在籍する者、我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設に在籍する者、日本語教育機関に在籍する者</p>	<p>【諸外国の大学生等】                      諸外国の大学等に在籍しながら、大学間交流協定等に基づき我が国の大学へ短期留学(3か月未満、3か月以上1年以内)する者</p>
3. 実施主体	文部科学省	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構
募集・選考	<p>① 募集対象国の在外日本大使館等を通じて募集する大使館推薦</p> <p>② 我が国の受入れ大学が大学間交流協定等により募集する大学推薦</p> <p>③ 日本で学んでいる私費留学生の中から国費外国人留学生に採用する国内採用</p> <p>④ その他(YLP)における海外の公的推薦機関からの推薦等</p> <p>それぞれの方法により推薦された者を学識経験者による委員会で選考の上、決定</p>	<p>① 日本留学試験成績優秀者及び日本語教育機関からの推薦による予約者</p> <p>② 渡日前入学許可制度を実施している大学等からの推薦による予約者</p> <p>予約者の入学後、在籍大学等があらためて推薦、実施委員会の審査を経て、決定</p> <p>上記以外は、受給希望者が在籍大学等へ申請、大学等から推薦(推薦枠あり)、実施委員会の審査を経て、決定</p>	<p>【3ヶ月未満】                      大学等が申請したプログラムを審査委員会が審査、採択プログラム及び支給人数を決定</p> <p>【3か月以上1年以内】                      大学等が申請した年間受入れ計画及び受入れプログラムを審査委員会が審査、大学等ごとの支給割当人数を決定</p>
4. 支援内容	<p>【奨学金(月額)】                      博士課程145,000円、修士課程144,000円、研究生143,000円、学部生117,000円                      (地域により3,000円または2,000円の加算制度有)                      ほか、渡航費及び授業料</p>	<p>【奨学金(月額)】                      大学院レベル65,000円                      学部レベル48,000円</p>	奨学金(月額)80,000円

# 国際交流拠点の再構築について

## —国際交流会館を活用して—

### 国際交流拠点の必要性

#### ◎留学生受け入れの促進

##### ○留学交流のねらい・目的・・・

- ・優秀な外国人留学生との交流や切磋琢磨を通じた日本人学生等の「内なる国際化」の促進
- ・我が国の大学のグローバル化と国際競争力強化
- ・特に発展途上国の人材育成支援

→さらなる交流の活性化が必要

#### ◎日本留学の障壁を除くために

##### ○受け入れ時の障壁

- ・「日本語の壁」
- ・住居確保の困難性
- ・生活習慣の違い

→新規来日時のケアや日常生活上のサポートの必要性

##### ○帰国後の課題

→帰国後のフォローの不足

### JASSO国際交流会館をめぐる経緯

#### <事業仕分け（H22年4月）の指摘>

- ・留学生宿舎は地方公共団体や民間、大学で整備すべき。
- ・受益者が極めて限定的で公平性に欠ける（留学生13万人（当時）に対し、国際交流会館の収容2600人）。むしろ、民間アパートの連帯保証人問題の解決に向けた対応等を行うべき。

#### <独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針>

（平成22年12月7日閣議決定）

大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに廃止する。

売却済み  
の7館  
・仙台第一  
・仙台第二  
・祖師谷  
・駒場  
・大阪第一  
・大阪第二  
・広島

#### <独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針>

（平成24年1月20日閣議決定）

やむを得ない事情により売却が困難な会館については、廃止の進め方について現行中期目標期間中に結論を得る。

未売却  
の6館  
・東京  
・札幌（合築）  
・兵庫  
・福岡（合築）  
・金沢（合築）  
・大分

「JASSOの在り方に関する有識者検討会」において検討

国際交流拠点にふさわしい条件を備えた施設があれば、有効活用してはどうか  
→どのような要件を満たす施設が適切か

宿舎を活用した「交流の場」の形成

## 多様な主体が集い刺激し合う国際交流拠点の再構築 （留学生と日本人学生、研究者、企業人など）

#### 【取組の例】

○留学生の他、日本人若手人材（研究者、企業人等）の受け入れ

○セミナーやシンポジウムの開催

（近隣施設との連携、研究者や企業人、各省庁、在京各国大使館等の招聘）

※お台場では国際交流村の研究機関との連携も

#### 日常生活上のサポート

RA※を中核としたサポートや日常的な交流

※RA：レジデント・アシスタント。留学生の相談等を行う日本人学生。

#### 【取組の例】

- 意欲的でハイレベルな入居者を確保  
→宿舎のモデルとして全国に情報提供
- 国費留学生に加え、外国政府派遣留学生受け入れにも活用

#### 帰国後のフォロー

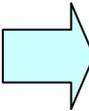
日本留学OBのネットワークの拠点

#### 【取組の例】

- 宿舎OBネットワーク継続の仕組み作り
- メーリングリスト等による定期的な情報提供、同窓会の開催

# 国際交流会館の概要

国際交流会館等名	居室数	開設年月	備考
札幌国際交流会館	50	平成12年 4月	
仙台第一国際交流会館	57	平成 6年 4月	平成24年3月売却
仙台第二国際交流会館	79	昭和47年 7月	平成24年3月売却
駒場国際交流会館	314	昭和33年 3月	平成24年3月売却
祖師谷国際交流会館	362	平成元年 3月	平成24年3月売却
東京国際交流館	801	平成13年 7月	
金沢国際交流会館	49	平成 9年10月	
大阪第一国際交流会館	263	昭和42年 3月	平成24年3月売却
大阪第二国際交流会館	40	平成 9年 5月	平成24年3月売却
兵庫国際交流会館	198	平成11年 3月	
広島国際交流会館	41	平成13年 4月	平成24年3月売却
福岡国際交流会館	54	平成 3年 4月	
大分国際交流会館	204	平成13年10月	
合計	2,512		



## 東京国際交流館の実績について

東京国際交流館は、平成13年に設置されて以来、国内外の優秀な大学院生、研究者等に質の高い生活・交流空間を提供するとともに、国際会議、講演会、学会、映画会、音楽会など、多様な知的交流の場を提供するなど知的国際交流の拠点として貢献。

### ○総入居者数（平成13年度～平成23年度）

**5,457人**

（内訳）新規入居者数の内訳

外国人留学生 4,407人

外国人・日本人研究者 305人

レジデント・アシスタント(RA)(※) 745人

(※)入居者の相談に応じ、生活上の指導・助言等を行う日本人学生等を配置

### ○国際社会で活躍する主な元在館生

アメッド M. ナイリ 元駐日臨時代理大使  
(リビア)

ギュルセル イスマイルザーデ 大統領補佐官  
(アゼルバイジャン)

マンスローブ オタバック バスティアロビッチ 大統領補佐官  
(ウズベキスタン)

### ○過去に実施した主な会議・イベント

- ・国際シンポジウム（平成13年度より毎年度実施）
- ・留学生受入れ制度百年記念式典（平成13年11月）

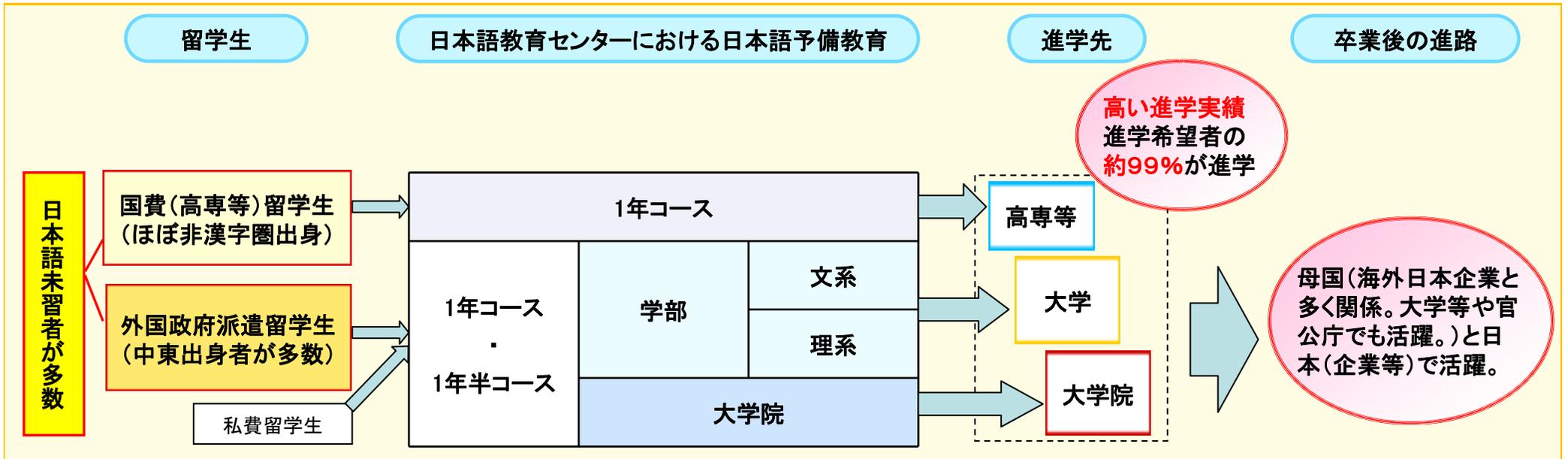


国際シンポジウム

# 日本語教育センター

## 概要:

日本語教育センターは、国の留学生政策の一端を担う観点から、将来の良好な対外関係を担う人材の育成、国内外で活躍する外国人高度人材の育成を目的として、高等教育機関に進学を希望する留学生のみを対象とした日本語予備教育を行っている文部科学大臣指定の準備教育機関である。



## センターの教育の特色

- ・国費高専生に対し理系基礎科目や実験に重点を置いた教育を実践。
- ・中東出身の政府派遣留学生に対しては、母国の文化、教育事情に配慮した教育指導に加え、生活面も指導。
- ・国内で数少ない大学院進学課程では、受験と進学後を見据えた指導を実施。
- ・病院への付き添いや寮の設置等により留学生の生活をトータルでサポート。
- ・地域の学校等との交流等、日本人との交流の機会を多数提供。



日本人学生との交流



大学院コース教材

# 外国人留学生へのフォローアップ事業等

## ■ 就職支援事業

外国人留学生のための就活準備セミナー、「外国人留学生のための就活ガイド」の発行

## ■ フォローアップ事業

帰国外国人留学生短期研究制度: 帰国後、自国で教育、学術研究又は行政の分野で活躍している元留学生を招へいし、我が国の大学で短期研究を行う機会を提供(平成23年度実績: 56人)

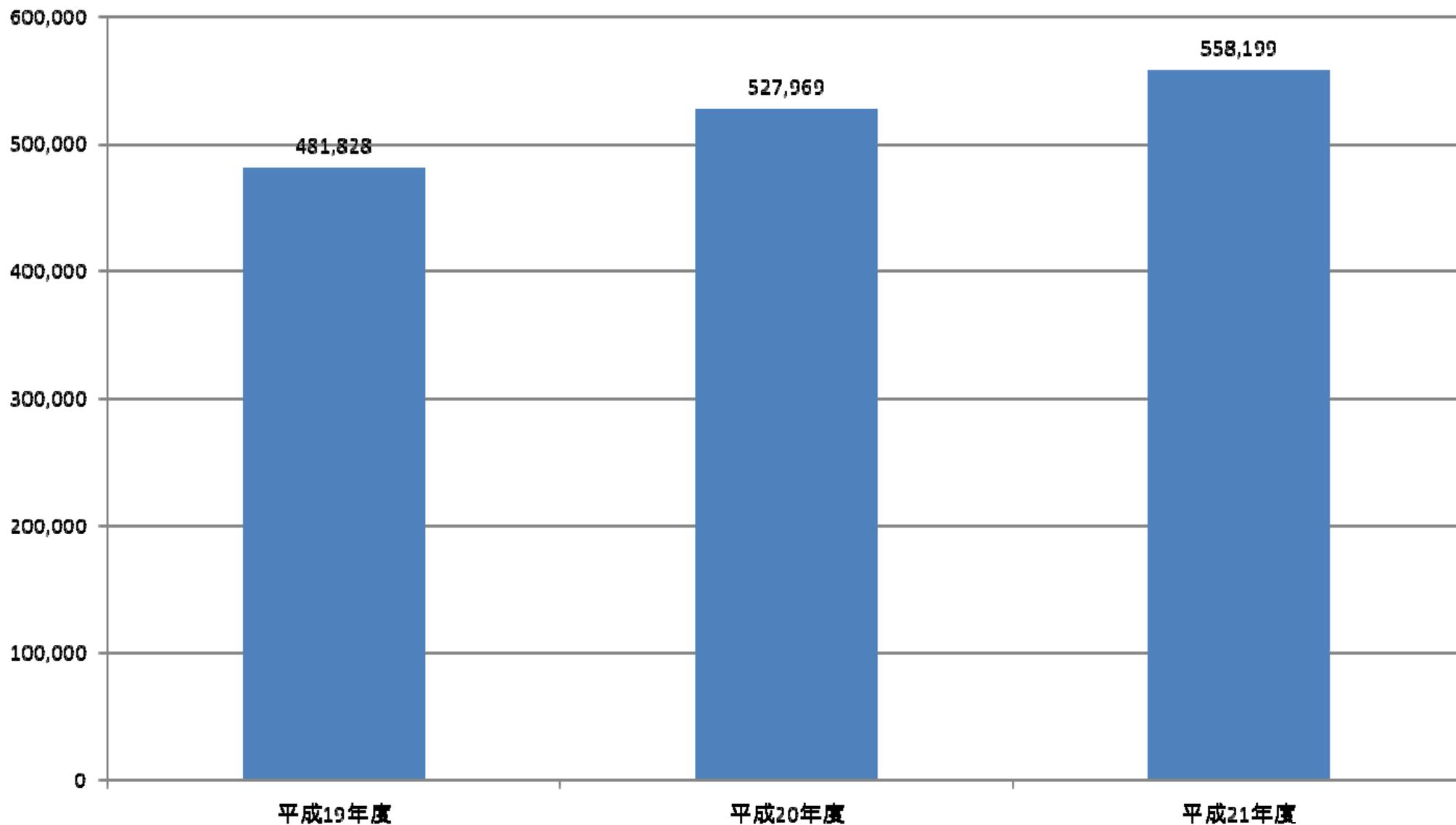
帰国外国人留学生研究指導事業: 自国の大学等高等教育機関等で教育、研究活動に従事している元留学生の留学時の指導教員を現地に派遣し、研究指導等を実施(平成23年度実績: 17人)

「日本留学ネットワークメールマガジン」の配信(平成24年3月現在配信件数: 33,821件)



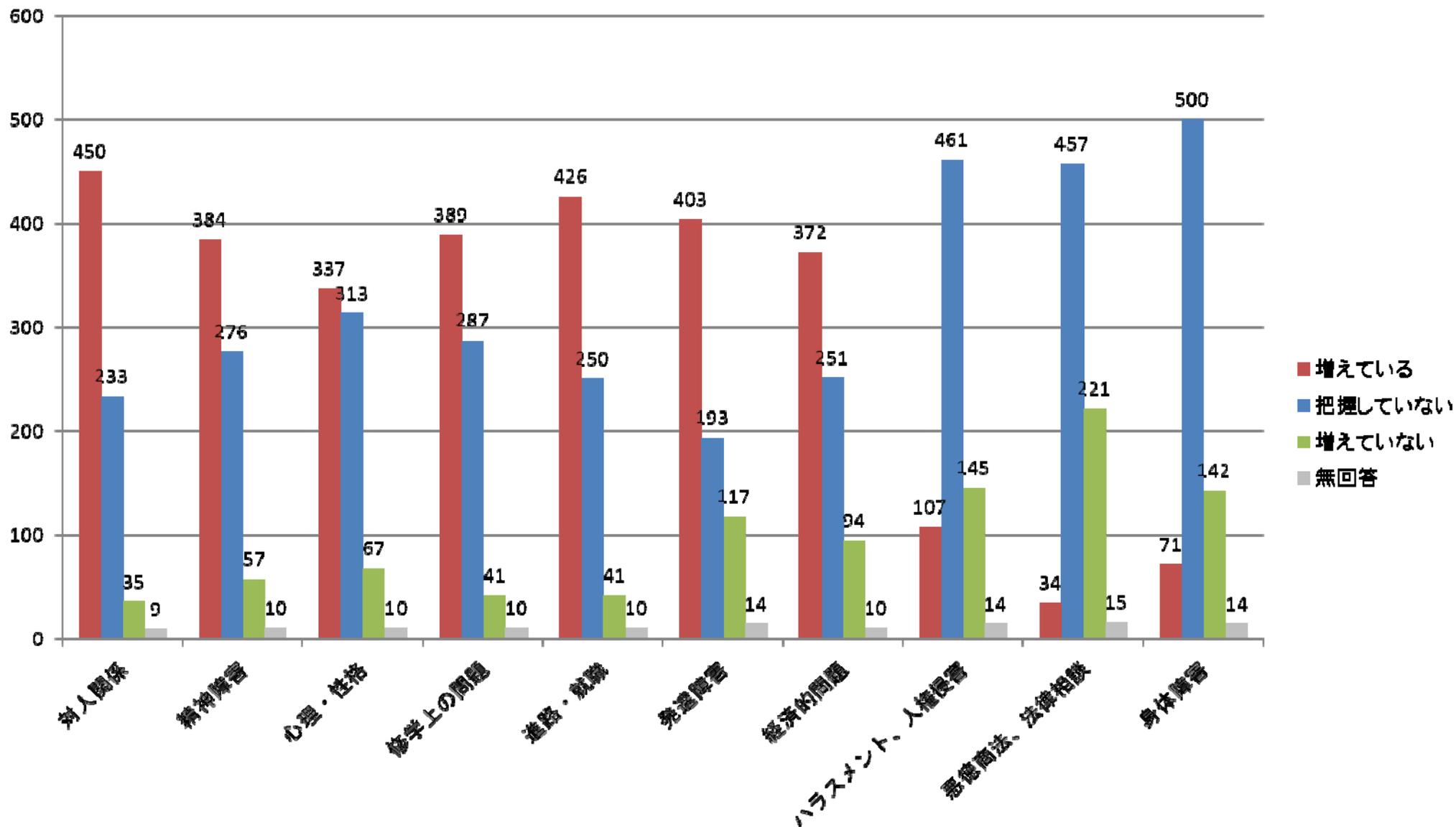
## IV. 学生生活支援の現状

# 大学等における学生支援の取組状況に関する調査 —学生相談件数—



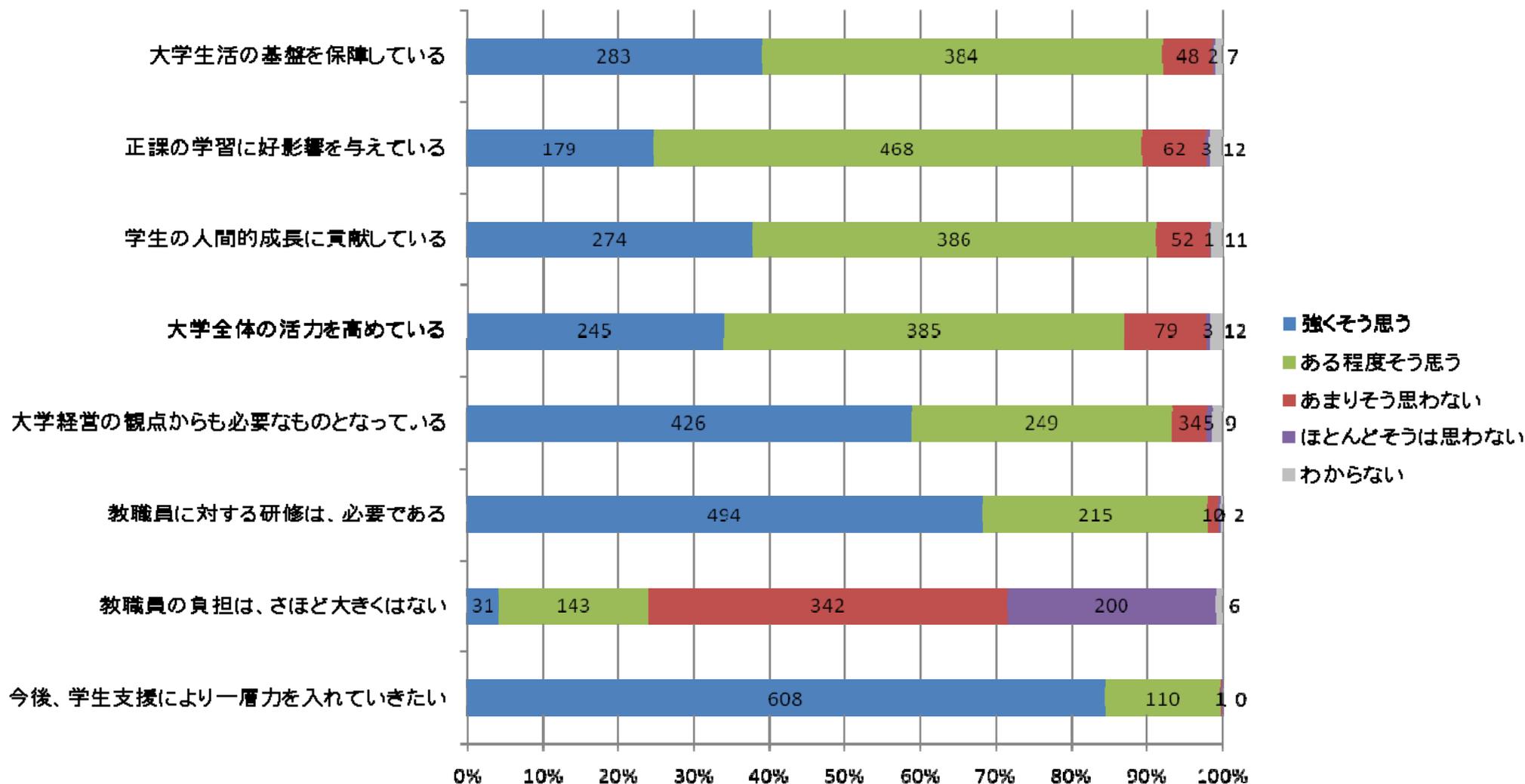
日本学生支援機構「大学、短期大学、高等専門学校における学生支援の取組状況に関する調査(平成22年度)」(確定値、回収率94.7%)

# 大学等における学生支援の取組状況に関する調査 —学生相談の内容—



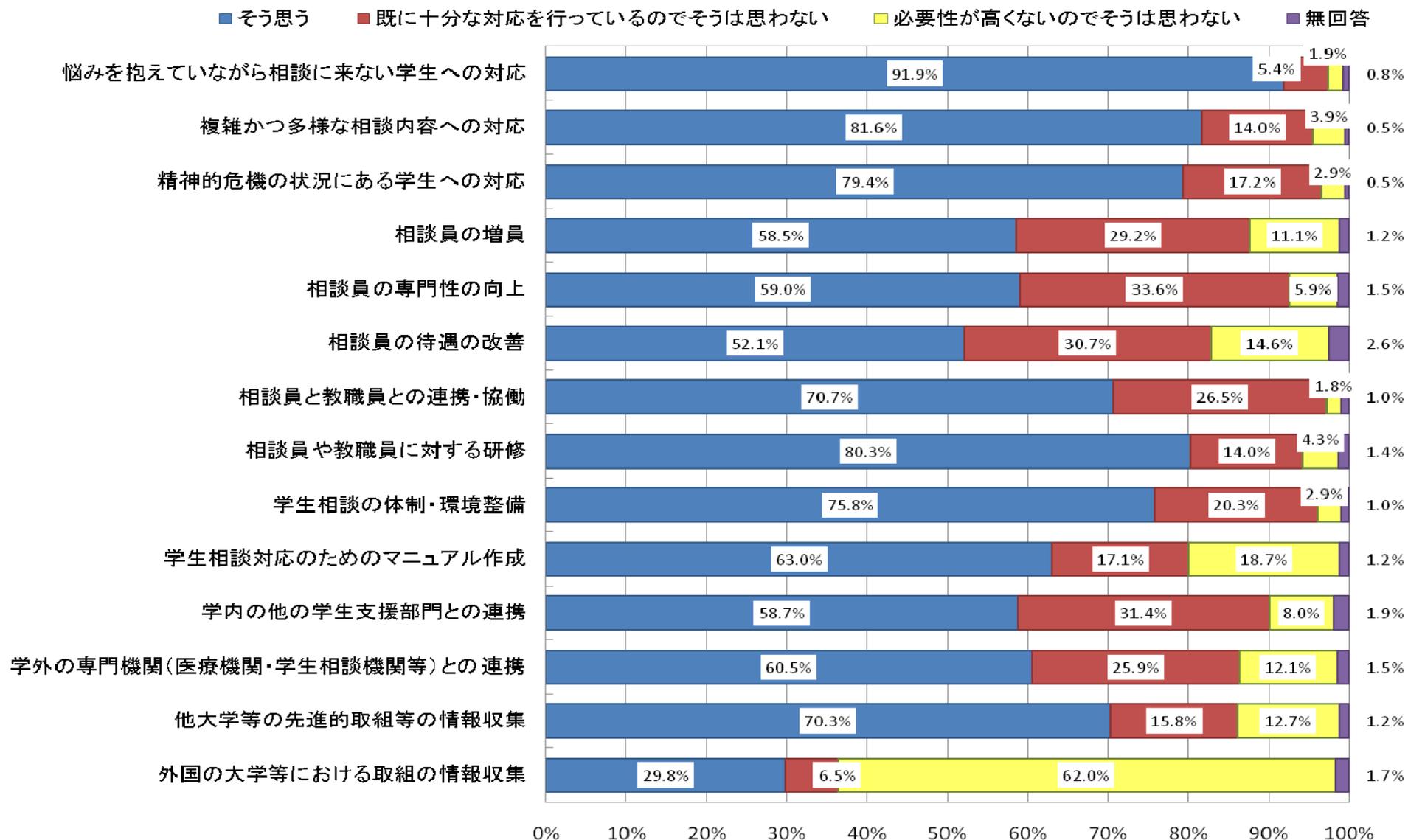
# 大学等における学生支援の取組状況に関する調査

## 貴学の学生支援についてどのようにお考えですか



# 大学等における学生支援の取組状況に関する調査

## 学生相談に関する今後の課題として、特に必要性が高いと思われる事項



# 学生生活支援研修事業 —事業の概要—

## JASSOで実施する研修事業の考え方

「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月閣議決定）等における各種研修等の重点化に係る指摘を踏まえ、平成19年度以降、機構では以下の方針で研修事業の重点化・見直しを実施。

### ＜重点化・見直しの方針＞

- ①公共上の見地から必要な事業を厳選
- ②各大学等における取組が十分ではない事業を厳選
- ③大学等の自主的な取組を促す必要のある事業を厳選
- ④各大学等におけるノウハウの蓄積が十分でなく適切な支援を行うことが困難な事業を厳選

## 研修事業の概要（平成24年度の例）

### 【学生相談・メンタルヘルス領域】

現代の学生の状況、メンタルヘルスに関する知見を踏まえ、学生の課題解決の支援を実施することができる教職員を養成

学生相談・メンタルヘルス研修会	2回（各3日間）	各100名
-----------------	----------	-------

### 【就職・キャリア支援領域】

キャリアや進路選択に関する学生の特徴を理解し、就職・キャリア支援担当者としての実践力の向上を図る

就職・キャリア支援研修会 〔基礎コース〕	2回（各3日間）	各100名
就職・キャリア支援研修会 〔専門コース〕	1回（3日間）	36名

### 【障害学生支援領域】

障害学生が修学目的を達成できるよう、ニーズに応じた円滑かつ効率的な支援を実施することのできる教職員を養成

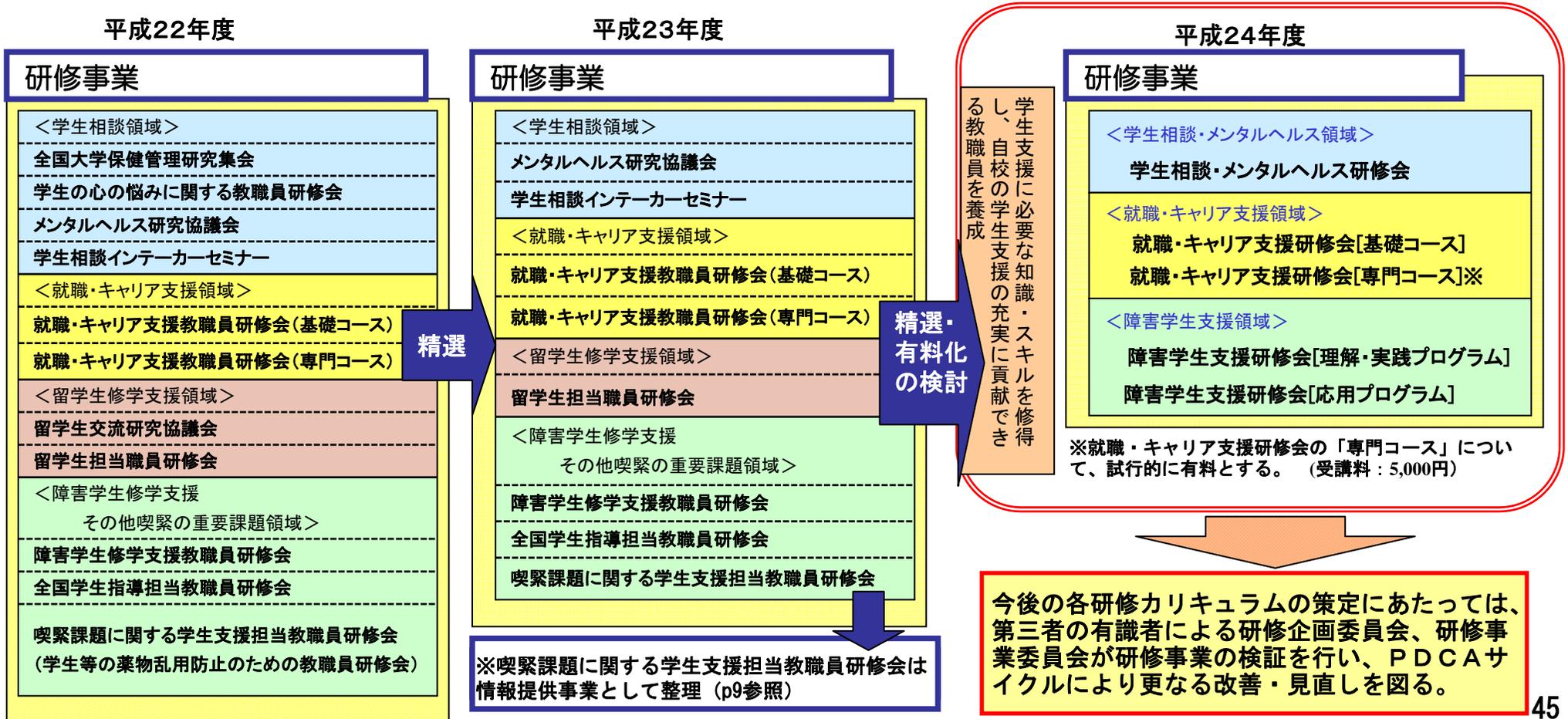
障害学生支援研修会 〔理解・実践プログラム〕	2回（各2日間）	各100名
障害学生支援研修会 〔応用プログラム〕	1回（2日間）	50名

# 学生生活支援研修事業 —事業仕分け等への対応—

## 事業仕分け等への取組状況

「研修事業については、真に必要な研修会に厳選するとともに研修の有料化を検討する」  
 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月閣議決定）

大学等の教職員に対し、学生相談、就職支援、障害学生修学支援その他喫緊の重要課題など各大学等における取組が十分でなく公共上の見地から必要な事業内容に厳選して実施し、大学等の自主的な取組を促す



# 学生生活支援に関する調査・分析

## 《継続的に実施している調査》

調査名	調査年度	調査時期	調査目的等
学生生活調査	H16,H18,H20,H22,H24	隔年	大学、大学院及び短期大学における学生の標準的な学生生活状況を把握し、学生生活支援事業の改善を図るための基礎資料を得る。
大学、短期大学、高等専門学校における学生支援の取組状況に関する調査	H20,H22,H25(予定)	随時	大学、短期大学、高等専門学校における学生支援に関するニーズを把握する
大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査	H17～H24	毎年	障害学生の今後の修学支援に関する方策を検討する上で、全国の大学、短期大学及び高等専門学校における障害学生の状況及びその支援状況について把握し、障害学生の修学支援の充実に資する

## 《喫緊の政策課題に対応し、実施した調査》

調査名	調査年度	調査時期	調査目的等
大学等における学生生活支援の実態調査	H17	単発	「学生支援情報データベース」の構築にあたり、学生生活支援に関する各大学等別の基礎情報および先取的な取り組み事例を収集・提供するとともに、大学等全体の学生生活面における支援実態を把握する
大学等におけるボランティア関連調査	H16,H17,H20	単発	各大学等が学生ボランティア活動の推進方策の企画・改善における参考資料として活用し、もって、学生のボランティア活動の推進に資する
大学等の転入学に関する実態調査	H20	単発	修学支援情報の充実を図るため、「大学等の転入学に関する実態調査」を実施し、全国の大学(大学院を除く)・短期大学・高等専門学校における転入学(※)の情報を収集、提供
障害のある学生の就業力の支援に関する調査研究	H23	単発	大学、短期大学及び高等専門学校(以下「大学等」という)における障害のある学生の就業力の支援に関する実態を調査し、分析・検討を行ない、その結果を各大学等に還元し、大学等における就職支援の取組に活かすことで、障害のある学生の社会への接続を円滑にし、ひいては社会的・職業的に自立した障害者の育成につなげる

# 情報提供事業

## 全国就職指導ガイダンス

### 概要

大学、短期大学、高等専門学校卒業予定者の就職・採用活動について、学校側、企業側の双方が一堂に会し情報交換を行うことにより、学生の就職機会の均等の確保と就職指導の充実に資することを目的として、文部科学省・就職問題懇談会との共催により開催。

### ガイダンスの構成

- (1) 就職問題懇談会の「申合せ」と(社)日本経済団体連合会「倫理憲章」の合意の周知
- (2) 「倫理憲章」の趣旨に基づく採用活動への配慮の呼びかけ
- (3) 雇用状況に応じた就職支援に関する有益な情報提供
- (4) 外国人留学生の就職支援に関する有益な情報提供
- (5) 障害のある学生の就職支援に関する有益な情報提供
- (6) 大学側・企業側が一堂に会した情報交換

### 事業開始

平成7年度(当時は文部省、就職協定協議会、JASSO前身の内外学生センターの3者共催)

### 平成23年度開催実績

- 東京 日時:平成23年5月31日(火) 場所:東京ビッグサイト 参加人数:979名(学校639名、企業340名)
- 神戸 日時:平成23年11月29日(火) 場所:神戸ポートピアホテル 参加人数:759名(学校452名、企業307名)

### アンケート結果

例年、満足度(「十分満足」「概ね満足」と回答した割合)90%を確保(平成23年度:東京91.3%、神戸92.9%)

## 喫緊課題に関する学生支援担当教職員研修会

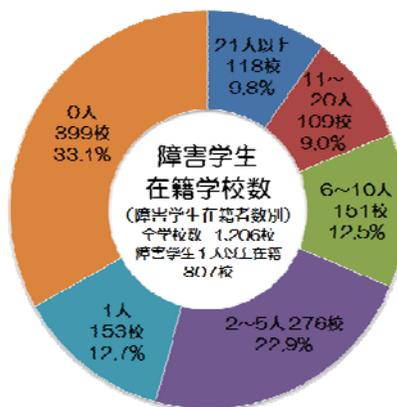
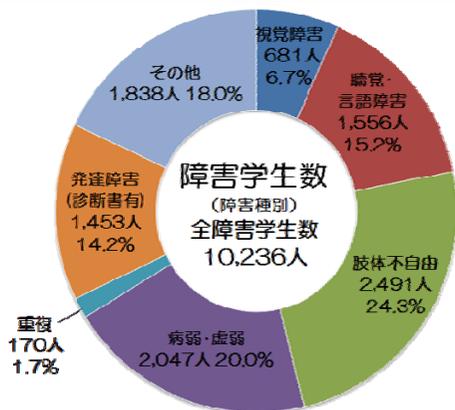
情報提供事業として必要に応じて実施。

※平成23年度は「防災教育と学生ボランティア支援セミナー」を開催(平成23年12月22日、参加者223名)

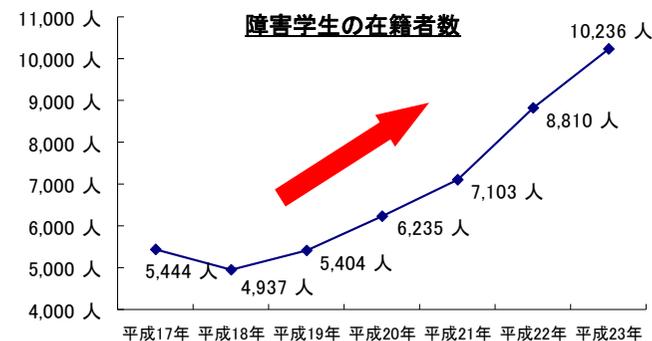
# 障害学生の支援事業 —現状と取組—

## 障害学生をとりまく現状

- 平成23年度の障害学生数は10,236人(前年度比1,426人増)、在籍学校数は807校(前年度比22校増)と増加。全学生数に占める障害学生の割合は少ないものの、多様な障害特性を持つ学生が急増する中で、大学等における障害学生支援の困難性が高まっており、支援が必要。



(各年5月1日現在)



「平成23年度(2011年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」結果

## 取組状況

- 国連の「障害者の権利に関する条約」の早期締結に向けた我が国の法整備等の取組を踏まえた、高等教育機関における障害のある学生への支援の充実を図るために、積極的に支援を推進する。
- 平成19年12月、障害者施策推進本部で決定された障害者基本計画の「重点施策実施5か年計画」においては、JASSOが行う「障害学生修学支援ネットワーク」等の事業を推進することにより、障害のある学生が学びやすい環境をつくとされている。JASSOでは、本計画に基づき、引き続き、障害学生支援事業を推進する。

# 障害学生の支援事業 —事業及び調査研究等—

## 障害学生支援事業：障害学生修学支援ネットワーク

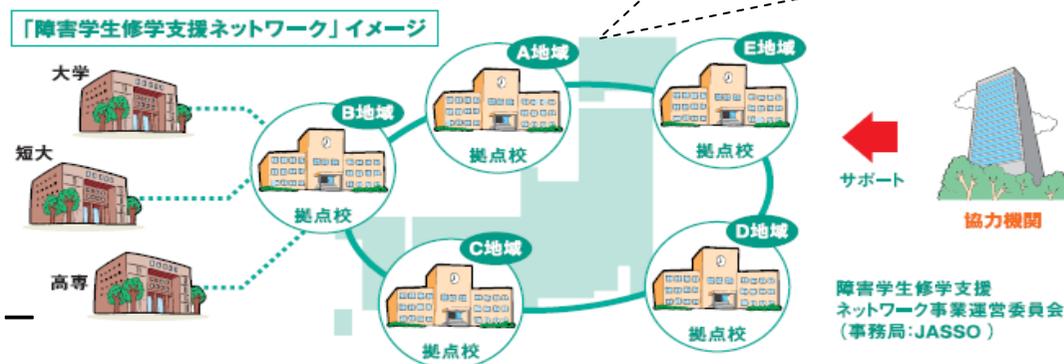
日本学生支援機構(JASSO)が事務局となり、「拠点校」及び「協力機関」によるネットワークを構築し、大学等からの相談対応、理解啓発、研究促進事業を展開し、障害のある学生の修学環境の整備を目指している。

### 「拠点校」(9大学)

- ・札幌学院大学
- ・宮城教育大学
- ・筑波大学
- ・富山大学
- ・日本福祉大学
- ・同志社大学
- ・関西学院大学
- ・広島大学
- ・福岡教育大学

### 「協力機関」(3機関)

- ・筑波技術大学
- ・国立特別支援教育総合研究所
- ・国立障害者リハビリテーションセンター



### 【相談】

障害のある学生への支援に関する悩みを抱えている大学等の担当者の思いに応えるもの。大学等の教職員からの相談に対して「拠点校」が経験に基づいた相談対応を実施。

### 【理解啓発】

支援スタッフの養成や質の安定・向上を目的とした取組として、「拠点校」や「協力機関」が独自に行うシンポジウムなどを近隣の大学などにも呼びかけ、日本学生支援機構と共催で開催。

### 【研究促進】

全国的な障害学生支援の質の向上を図るため、より先進的な調査研究を進め、その成果を全国の大学などに提供。

## 各種調査研究・情報提供

- 「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」(p8参照)
- 「障害のある学生の就業力の支援に関する調査結果報告書」(p8参照)
- 「教職員のための障害学生修学支援ガイド」
- 「障害学生支援についての教職員研修プログラム(DVD & PowerPoint)」
- 「障害学生修学支援事例集」の発行
- ⇒ 障害学生支援に必要となる現状把握のための実態等の調査結果や支援方法等の情報を提供。

- 障害学生修学支援事例研究会 (※平成23年度実績 日時：平成23年9月2日 会場：国立リハビリテーションセンター青少年総合センター 参加者：124名)
- ⇒ 障害学生修学支援における課題について、専門的な見地から情報を提供し、また、個別事例について大学等の担当者が情報交換を実施。